令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
愛玩動物看護師法	第17条第1項(第38条において準用する場合を含む。)	指定登録機関の役員又は職員又はこれらの職にあった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第18条(第38条において準用する場合を含む。)	指定試験機関は、帳簿を備え付け、試験事務に関する事項で農林水産省令・環境省令で定める事項を記載し、これを保存する必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第19条(第38条において準用する場合を含む。)	農林水産大臣及び環境大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第20条(第38条において準用する場合を含む。)	農林水産大臣及び環境大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、報告をさせることができる旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第21条第1項(第38条において準用する場合を含む。)	農林水産大臣及び環境大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、報告をさせることができる旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第22条(第38条において準用する場合を含む。)	指定試験機関は、農林水産大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部または一部を休止し、または廃止してはならない旨を定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第23条(第38条において準用する場合を含む。)	農林水産大臣及び環境大臣は、一定の場合において、指定試験機関に対し、指定の取消しや業務の停止を命ずることができる旨を規定したもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第36条	試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第40条	愛玩動物看護師は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、診察の補助を行うことを業とすることができる旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛玩動物看護師法	第42条	愛玩動物看護師でないものは、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	第9条	製造業者又は輸入業者は、事業を開始する前に必要事項の届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第4条第1項	遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等をしようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程(以下「第一種使用規程」という。)を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第5条第1項(第9条第4項に基づいて準用する場合を含む)	第四条第一項の承認の申請に係る第一種使用規程について、生物多様性影響が生じるおそれがあると認める場合、主務大臣は、申請者に対し、第一種使用規程の修正を指示する旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第5条第2項(第9条第4項に基づいて準用する場合を含む)	第一項の規定による指示を受けた者が、定められた期間内に第一種使用規程の変更をしない場合は、主務大臣はその者の申請を却下する旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第5条第3項(第9条第4項に基づいて準用する場合を含む)	第四条第一項の承認の申請に係る第一種使用規程について、当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等をすることが適当でない場合は、主務大臣はその承認を拒否する旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第6条第1項(第9条第4項に基づいて準用する場合を含む)	第四条第一項の承認を受けた者(次項において「承認取得者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主務省令で定めるところにより、その理由を付してその旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第7条第1項(第9条第4項に基づいて準用する場合を含む)	主務大臣は、第四条第一項の承認の時には予想することができなかった環境の変化又は同項の承認の日以降における科学的知見の充実により同項の承認を受けた第一種使用規程に従って遺伝子組換え生物等の第一種使用等がなされるとした場合においてもなお生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該第一種使用規程を変更し、又は廃止しなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第10条第1項	主務大臣は、第四条第一項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者又はした者に対し、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第10条第2項	主務大臣は、第七条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合その他特別の事情が生じた場合において、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者若しくはした者又はさせた者(特に緊急の必要があると認める場合においては、国内管理人を含む。)に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第11条第2項	主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第13条第1項	遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合(特定遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする場合その他主務省令で定める場合を除く。)には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第14条第1項	主務大臣は、第十二条又は前条第一項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている者又はした者に対し、第十二条の主務省令で定める拡散防止措置を執ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第14条第2項	主務大臣は、第十二条の主務省令の制定又は前条第一項の確認の日以降における遺伝子組換え生物等に関する科学的知見の充実により施設等の外への遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため緊急の必要があると認めるに至ったときは、第十二条の主務省令により定められている拡散防止措置を執って遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている者若しくはした者又は前条第一項の確認を受けた者に対し、当該拡散防止措置を改善するための措置を執ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第15条第2項	主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第16条	生産地の事情その他の事情からみて、その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合その他これに類する場合であって主務大臣が指定する場合に該当するときは、その指定に係る輸入をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、その都度その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第17条第5項	主務大臣は、第三項に規定する者が同項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、同項の条件に基づいて検査対象生物の使用等をすることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第19条第8項	登録検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、生物検査の業務を休止又は廃止してはならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第21条第1項	主務大臣は、登録検査機関が第十八条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置を取るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第21条第2項	主務大臣は、登録検査機関が第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う第十七条第三項の通知の記載が適当でないと認めるときは、その登録検査機関に対し、生物検査を実施すべきこと又は生物検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第21条第3項	主務大臣は、第十九条第四項の規程が生物検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第21条第4項	主務大臣は、登録検査機関が第十八条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、登録を取り消さなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第21条第5項	主務大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて生物検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。 一第十九条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。 二第十九条第四項の規程によらないで生物検査を実施したとき。 三正当な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。 四第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。 五不正の手段により登録を受けたとき。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第22条第1項	主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その生物検査の業務に関し報告を求め、又は当該職員に、登録検査機関の事務所に立ち入り、登録検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第26条第1項	遺伝子組換え生物等を譲渡し、もしくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、その譲渡もしくは提供を受ける者又は委託を受けてその使用等をする者に対し、適正使用情報その他の主務省令で定める事項に関する情報を文書の交付等により提供しなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第26条第2項	主務大臣は、前項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第27条	遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、主務省令で定めるところにより、輸入国に対し、輸出しようとする遺伝子組換え生物等の種類の名称その他主務省令で定める事項を通告しなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第28条	遺伝子組換え生物等は、主務省令で定めるところにより、当該遺伝子組換え生物等又はその包装、容器若しくは送り状に当該遺伝子組換え生物等の使用等の態様その他主務省令で定める事項を表示したものでなければ、輸出してはならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第29条	主務大臣は、前二条の規定に違反して遺伝子組換え生物等の輸出が行われた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を輸出した者に対し、当該遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第31条第1項	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	第32条第1項	農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「センター等」という。)に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
犬等の輸出入検疫規則	第1条第1項	犬等を輸入する際には、事前にその種類、時期等の届出が必要な旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条第1項 (第83条による読み替え)	業として、医薬品又は医薬部外品を製造販売する場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条第1項 (第83条による読み替え)	業として、医薬品又は医薬部外品を製造する場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条第8項 (第83条による読み替え)	第13条第1項の許可を受けた者は、許可の区分の変更又は追加をしようとする場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条の2の2第1項 (第83条による読み替え)	業として、医薬品又は医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行おうとする者は、製造所について登録を受けたときは、第13条の規定にかかわらず、許可を受けることを要しない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条第1項、第13項 (第83条による読み替え)	医薬品又は医薬部外品を製造販売する者は、品目ごとにその製造販売についての承認が必要である旨、また、承認を受けた者は、承認された事項の一部を変更しようとするとき(省令で定める軽微な変更であるときを除く)は、その変更についての承認が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条第14項 (第83条による読み替え)	第14条第1項の製造販売の承認を受けた者は、省令で定める軽微な変更についての届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条の9 (第83条による読み替え)	承認・認証が不要な医薬品又は医薬部外品を製造販売する者は、品目ごとにその製造販売について、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第19条 (第83条による読み替え)	医薬品又は医薬部外品の製造販売業者等はその事業を休廃止等したときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2第1項 (第83条による読み替え)	業として、医療機器又は体外診断用医薬品を製造販売する場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の3第1項 (第83条による読み替え)	業として、医療機器又は体外診断用医薬品を製造する場合は、登録が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の5第1項、第13項 (第83条による読み替え)	医療機器又は体外診断用医薬品を製造販売する者は、品目ごとにその製造販売についての承認が必要である旨、また、承認を受けた者は、承認された事項の一部を変更しようとするとき(省令で定める軽微な変更であるときを除く)は、その変更についての承認が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の5第14項 (第83条による読み替え)	第23条の2の5第1項の製造販売の承認を受けた者は、省令で定める軽微な変更についての届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の12 (第83条による読み替え)	承認・認証が不要な医療機器又は体外診断用医薬品を製造販売する者は、品目ごとにその製造販売について、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の16 (第40条の3において準用する場合を含む) (第83条による読み替え)	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者等はその事業を休廃止等したときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の20第1項 (第83条による読み替え)	業として、再生医療等製品を製造販売する場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の22第1項 (第83条による読み替え)	業として、再生医療等製品を製造する場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の22第8項 (第83条による読み替え)	第23条の22第1項の許可を受けた者は、許可の区分の変更又は追加をしようとする場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の25第1項、第13項 (第83条による読み替え)	再生医療等製品を製造販売する者は、品目ごとにその製造販売についての承認が必要である旨、また、承認を受けた者は、承認された事項の一部を変更しようとするとき(省令で定める軽微な変更であるときを除く)は、その変更についての承認が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の25第14項 (第83条による読み替え)	第23条の25第1項の製造販売の承認を受けた者は、省令で定める軽微な変更についての届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第1項 (第83条による読み替え)	業として、医療機器の修理を行うときは、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第7項 (第83条による読み替え)	第40条の2第1項の許可を受けた者は、修理区分の変更又は追加しようとするときは、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第43条第1項、第2項 (第83条による読み替え)	農林水産大臣が指定する医薬品、再生医療等製品及び医療機器は、農林水産大臣の指定する者の検査を受け、かつ、合格しなければ販売等ができない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第49条第1項 (第83条による読み替え)	薬局開設者又は医薬品の販売業者は、獣医師等から処方箋の交付又は指示を受けた者以外の者に対して、要指示医薬品の販売・授与をしてはならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第56条の2第1項 (第83条による読み替え)	医薬品を輸入しようとする者は、申請書及び必要な書類を農林水産大臣に提出し、その輸入についての農林水産大臣の確認を受けなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第68条の2の3第1項 (第83条による読み替え)	医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者は、農林水産大臣が指定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品を販売しようとするときは、あらかじめ、注意事項等情報を農林水産大臣に届け出なければならない旨、また、これを変更しようとするときも同様とする旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第68条の16 (第83条による読み替え)	生物由来製品の製造については、製造所ごとに管理者について承認が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条の3 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者等に対して、販売等の一時停止等を命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条第1項 (第83条による読み替え)	法第43条第1項の規定に違反する医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品について、廃棄等の措置を命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第71条 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は医療機器の修理業者に対して、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の検査を受けるべきことを命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第1項 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者に対して、その品質管理等の方法が省令で定める基準に適合しない場合、改善を命じ、又は業務の停止を命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第2項 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は輸出用の医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者に対して、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が基準に適合せず、又は製造管理若しくは品質管理の方法によってその物が販売・製造等の禁止の対象となる医薬品、医薬部外品、医療機器、再生医療等製品若しくは生物由来製品に該当するおそれがある場合、改善を命じ、又は業務の停止を命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第3項 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者に対して、その構造設備が、省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によってその物が販売・製造等の禁止の対象となる医薬品、医薬部外品、医療機器、再生医療等製品若しくは生物由来製品に該当するおそれがある場合、構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止することができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の4 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、その者に法令等に違反する行為があり、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、業務の改善措置を採るべきことを命ずることができる。また、上記の事業者について、法第79条の規定により付された許可、承認の条件に違反する行為があったときは、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第73条 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業の総括製造販売責任者、製造業の管理者若しくは責任技術者又は医療機器の修理業の責任技術者について、その者に本法律等の法令若しくはこれに基づく処分に違反があったとき、又はその者が不適当であると認めるときは、変更を命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第74条の2第1項 (第83条による読み替え)	製造販売の承認を与えた医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品が、第14条第2項第3号イからハまで、第23条の2の5第2項第3号イからハまで若しくは第23条の25第2項第3号イからハまでのいずれかに該当するに至った場合にはその承認を取り消さなければならない。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第74条の2第2項 (第83条による読み替え)	製造販売の承認を与えた医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品が、保健衛生上必要があると認めるに至ったときは、その変更を命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第74条の2第3項 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売の承認を受けた者が、第74条の2第3項各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消し、又は変更を命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条第1項 (第83条による読み替え)	医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対して、法の違反等があったとき、許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条の2の2第1項 (第83条による読み替え)	外国特例承認取得者が第75条の2の2第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条の3 (第83条による読み替え)	特例承認に係る品目が、第14条の3第1項各号、第23条の2の8第1項各号又は第23条の28第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき等において、当該承認を取り消すことができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条の4第1項 (第83条による読み替え)	外国製造業者の認定を受けた者が第75条の4第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すことができる。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第80条の2第2項	治験の依頼をしようとする者又は自ら実施しようとする者は、あらかじめ届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	第8条	牛が出生したとき及び牛を輸入したときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	第11条	牛の譲渡し等及び譲受け等をしたときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	第12条	牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	第13条	牛が死亡したとき、牛をとさつしたとき及び牛を輸出したときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
卸売市場法	第4条第1項	卸売市場であって、農林水産大臣の認定を受けて中央卸売市場と称することができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	ryutu_soukatsuline@maff.go.jp
卸売市場法	第12条第1項	中央卸売市場の開設者に対して、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告する旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	ryutu_soukatsuline@maff.go.jp
卸売市場法	第12条第2項	農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその業務若しくは財産の状況等検査をすることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	ryutu_soukatsuline@maff.go.jp
卸売市場法	第13条第1項	卸売市場であって、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けて地方卸売市場と称することができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	ryutu_soukatsuline@maff.go.jp
卸売市場法	第14条	地方卸売市場の開設者に対して、当該地方卸売市場の運営の状況を都道府県知事に報告する旨定めるもの。 都道府県知事は、地方卸売市場の開設者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出求め、又はその業務若しくは財産の状況等検査をすることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	ryutu_soukatsuline@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
家畜伝染病予防法	第36条第1項	例外的に輸入禁止物を輸入をしようとする場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseika@maff.go.jp doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第36条の2第1項	監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする際には、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第37条第1項	同条の規定による指定検疫物は、輸出国の政府機関により発行され、かつ検疫の結果監視伝染病の病原体を拡散する恐れがないことを確かめられた旨を記載した検査証明書等を添付したものでなければ輸入してはならない旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第38条	第37条の規定による指定検疫物を輸入する際、省令で指定された港等以外の場所で輸入をしてはならない旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第40条第1項	指定検疫物等を輸入した際には、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第42条第2項	指定検疫物等を包有している郵便物等を受け取った際には、家畜防疫官の検査を受ける必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第43条第5項	指定検疫物等を包有している小型包装物であって検査を受けていないものを受け取った際には、家畜防疫官の検査を受ける必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第44条の2	第36条または第37条の規定に違反して輸入された輸入禁止品の販売等を禁止する旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第45条第1項	指定検疫物等を輸入する際には、家畜防疫官の検査及び輸出検疫証明書の交付を受ける必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第6条第1項	動物検疫所長は輸入検査の結果、特定疾病又は監視伝染病を予防するために必要があるときは、家畜について注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨命ずることができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第7条	動物検疫所長は輸入検査の結果、特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射、薬浴又は投薬を受けた家畜について、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を付させることができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第14条第1項	輸入検査の結果、患畜又は疑似患畜だった場合、隔離しなければならない旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第14条第2項	家畜防疫官は輸入検査の結果、患畜又は疑似患畜として隔離された家畜について、隔離を必要としないと認めるときは、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度において、けい留又は移動制限等の指示をする旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第14条第3項	家畜防疫官は輸入検査の結果患畜となるおそれがある家畜を二十一日を超えない範囲内において期間を限り、一定の区域外へ移動させてはならない旨を指示することができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第16条第1項	輸入検査の結果、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ若しくは低病原性鳥インフルエンザの患畜又は牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ若しくは低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判明した場合に直ちに当該家畜を殺さなければならない旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第16条第3項	家畜防疫官は輸入検査の結果、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ若しくは低病原性鳥インフルエンザの患畜又は牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ若しくは低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判明し、家畜伝染病のまん延防止のため緊急の必要があるときは当該家畜を殺すことができる旨を定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第17条第1項	動物検疫所長は輸入検査の結果、流行性脳炎、狂犬病、水疱ほう性口内炎、リフトバレー熱、炭疽そ、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽そ、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻す う獣疫、豚水疱ほう病、家きんコレラ、ニューカッスル病若しくは家きんサルモネラ症の患畜又は牛肺疫、水疱ほう性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽そ、アフリカ馬疫、小反芻す う獣疫、豚水疱ほう病、家きんコレラ若しくはニューカッスル病の疑似患畜と判明した場合に期限を定めて当該家畜を殺すよう命ずることができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第17条第2項	動物検疫所長は輸入検査の結果、流行性脳炎、狂犬病、水疱ほう性口内炎、リフトバレー熱、炭疽そ、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽そ、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻す う獣疫、豚水疱ほう病、家きんコレラ、ニューカッスル病若しくは家きんサルモネラ症の患畜又は牛肺疫、水疱ほう性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽そ、アフリカ馬疫、小反芻す う獣疫、豚水疱ほう病、家きんコレラ若しくはニューカッスル病の疑似患畜と判明した場合であって家畜の所有者又はその所在が知れないため殺処分の命令をすることができず、緊急の必要があるときは、家畜防疫官に当該家畜を殺させることができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第18条	輸入検査の結果、患畜又は疑似患畜を殺す際に、と殺の義務又は命令のない場合は届出が必要である旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第19条	家畜防疫官はと殺の届出が合った場合に、その場所又は方法について指示できる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第20条第1項	動物検疫所長は輸入検査の結果、病性鑑定のため必要があるときは、家畜防疫官に家畜の死体を剖検させ、又は剖検のため疑似患畜を殺させることができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第20条第2項	家畜防疫官は輸入検査の結果、病性鑑定のため必要があるときは、七日をこえない範囲内において期間を定め、当該家畜を殺してはならない旨を指示することができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第21条第1項	輸入検査の結果、患畜又は疑似患畜とされた家畜の死体の所有者は、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第21条第4項	家畜防疫官は輸入検査の結果、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、患畜又は疑似患畜を焼却し、又は埋却することができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第23条第1項	輸入検査の結果、検査物が家畜伝染病の病原体に汚染されているおそれがある際は、家畜防疫官の指示に従い遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第23条第3項	家畜防疫官は輸入検査の結果、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは家畜伝染病の病原体に汚染されているおそれがある物品について、焼却し、埋却し、又は消毒することができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第25条第1項	輸入検査の結果、要消毒畜舎等とされた施設を消毒しなければならない旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第26条第3項	家畜防疫官は輸入検査の結果、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、要消毒畜舎等とされた施設を消毒できる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第29条	家畜防疫官は輸入検査の結果、患畜、疑似患畜及び指定家畜とされたものについて、らく印、いれずみその他の標識を付すことができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第31条第1項	動物検疫所長は輸入検査の結果、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫官に、家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条第1項において読み替えて準用する第31条第2項において準用する第7条	動物検疫所長は輸入検査の結果、家畜伝染病のまん延を防止するための注射、薬浴又は投薬を受けた家畜について、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を付させることができる旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の5第1項	家畜伝染病病原体を所持する際には、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の8第1項	第46条の5の許可を受けた者が当該許可に係る事項を変更する際には、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の8第2項	第46条の5の許可を受けた者が当該許可に係る事項の軽微な変更をする際には、あらかじめ届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の8第3項	第46条の5の許可を受けた者が同条第2項第1号に掲げる事項を変更した際には、30日以内に届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の11第2項	家畜伝染病病原体を滅菌譲渡する際には、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の12第1項	第46条の5の許可を受けた者は病原体の所持を開始する前に家畜伝染病予防規程を作成し届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の13第2項	第46条の5の許可を受けた者が病原体取扱主任者を選任又は解任した際には、30日以内に届け出る必要がある旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の18第2項(第46条の20第2項において準用する場合を含む。)	第46条の5の許可を受けた者は、災害時の応急措置を実施した際には遅滞なく届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の19第1項	届出伝染病等病原体を所持する際には、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第46条の19第2項	第46条の19第1項の届出事項に変更がある際は、7日以内に届け出る必要がある旨定めたもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第51条第1項	家畜防疫官は、家畜の伝染性疾病の予防のために必要があるときは、当該疾病により汚染し、又は汚染された恐れのある場所への立入検査を実施し、動物その他の物を検査・集取等できる旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第51条第2項	家畜防疫官は、輸出入検疫の適切な実施のために必要があるときは、店舗等への立入検査を実施し、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができる旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第51条第4項	同条第2項の規定による検査を受け、物を集取をされた者に対し、当該集取された物が監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の通知を受けた後でなければ、当該物および当該物と同様に監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物の販売等を禁止する旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第51条第5項	同条第2項の規定による検査の結果、検査をした物が輸入禁止品または監視伝染病の病原体により汚染している物であると認められるときは、家畜防疫官が当該物を廃棄することができる旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
家畜伝染病予防法	第52条第2項	農林水産大臣が、病原体の所持に関する措置の規定を適切に実施するために必要があるときは、許可所持者等または届出伝染病等病原体を所持する者に対し、報告を求めることができる旨を定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
株式会社日本政策金融公庫法	第17条第2項	危機対応業務を行う指定金融機関が、名称または所在地等を変更をしようとする場合は、届出が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
株式会社日本政策金融公庫法	第20条第2項	危機対応業務を行う指定金融機関が、危機対応業務の適性かつ確実な遂行上不適当と認めるとき業務規程の変更すべきことを命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
株式会社日本政策金融公庫法	第23条	危機対応業務を行う指定金融機関は、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存する必要がある旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
株式会社日本政策金融公庫法	第24条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し監督上必要な命令をすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
株式会社日本政策金融公庫法	第25条第1項	危機対応業務を行う指定金融機関が、危機対応業務の全部若しくは一部を廃しようとする場合は、届出が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
株式会社日本政策金融公庫法	第26条第1項	主務大臣は危機対応業務を行う指定金融機関が、次のいずれかに該当するとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨を定めるもの。 ・法第16条第4項第1号又は第3号に該当するに至ったとき ・指定の時点において第16条第5項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき ・不正の手段により指定を受けたことが判明したとき ・この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
株式会社日本政策金融公庫法	第59条第2項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し危機対応業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所もしくは事務所に立ち入り、帳簿、書類、その他必要な物件を検査させることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法	第24条第1項	第23条第1項の決定を受けた事業者が対象事業活動を行わない場合等には、決定を撤回しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	新事業・国際グループ	finance@maff.go.jp
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法	第39条第2項	第23条第1項で支援決定した支援対象事業活動支援団体に対し、報告させ、又は検査を受けさせることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	新事業・国際グループ	finance@maff.go.jp
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第54条	例外的に輸入禁止動物を輸入をしようとする場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第55条第1項	指定動物を輸入する際には、輸出国の政府機関が発行した証明書等を添付する必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第55条第3項	指定動物を輸入する際には、動物の種類、輸入の時期等を届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第55条第4項	指定動物を輸入する際には、家畜防疫官の検査を受ける必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	動物衛生課	doubutsueiseikaML@maff.go.jp
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第6条第1項	協同組織金融機関は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第8条第1項	協同組織金融機関は、優先出資の募集において、募集事項のほか、法令に定める事項を定めて、認可を受ける必要がある旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第15条第2項	協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、認可を受ける必要がある旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第16条第3項	協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、認可を受ける必要がある旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第42条第4項ただし書	資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならないが、行政庁の認可を受け、その全部又は一部を資本金として計上する場合は、この限りではない旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	第4条第4項	改善計画の認定を受けた漁業者等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないときは、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	第5条第4項	再建計画の認定を受けた漁業者等が再建計画に従って漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないときは、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	第6条第4項	整備計画の認定を受けた漁業者等が整備計画に従って整備事業を実施していないときは、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	第15条	大臣又は都道府県知事が認定を受けた漁業者等に対し、改善計画等の実施状況について必要な報告を求めることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	第3条第3項	改善計画の認定を受けた漁業者等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないときは、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	第5条第3項	再建計画の認定を受けた漁業者等が再建計画に従って漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないときは、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	第9条第3項	整備計画の認定を受けた漁業者等が整備計画に従って整備事業を実施していないときは、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
漁業災害補償法	第40条第2項　(第67条第2項及び第196条の14第2項において準用する場合を含む。)	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が定款等を変更しようとする場合には、認可が必要である旨定めるもの	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第46条(第67条第3項において準用する場合を含む。)	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会を設立しようとする場合は、発起人は設立の認可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第50条第2項　(第67条第4項において準用する場合を含む。)	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が解散をしようとする場合は、認可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第50条第5項　(第67条第4項において準用する場合を含む。)	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が解散した場合は、届出が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第51条第2項(第67条の3において準用する場合を含む。)	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が合併をしようとする場合は、認可が必要である旨定めるもの	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第61条	漁業共済組合が解散した際に清算人は清算が結了した場合、届出が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
漁業災害補償法	第68条	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会に対し業務又は財産の状況に関する報告の徴収ができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第72条	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会に対し必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第73条	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会に対し監督上必要な命令をすることができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第74条	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会に対し、役員解任又は解散を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第75条第1項	漁業共済組合又は漁業共済組合連合会に対し、議決の取り消しを行うことができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第147条の9	漁業共済組合連合会は再共済契約又は共済契約が成立や失効等した場合に通知する必要がある旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業災害補償法	第147条の10	漁業共済組合連合会が漁業共済保険事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる事項について通知する必要がある旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第44条	基地式捕鯨業者に対し、乳飲み乳鯨又は稚鯨を伴う雌鯨の捕獲を禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第45条第1項	基地式捕鯨業者は、基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第45条第2項	基地式捕鯨業者に対し、同条第1項の許可を受けたもの以外の場所への捕獲した鯨の陸揚げを禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第45条第3項	基地式捕鯨業者に対し、同条第1項の許可を受けたもの以外の場所での捕獲した鯨の処理を禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第46条第1項	基地式捕鯨業者に対し、捕獲した鯨について、事前に農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示を義務付けているもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第46条第2項	基地式捕鯨業に従事する船舶の船長に対し、捕獲した鯨について、鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者への報告を義務付けているもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第47条	母船式捕鯨業の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によって当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第48条	母船式捕鯨業者に対し、乳飲み乳鯨又は稚鯨を伴う雌鯨の捕獲を禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第49条第1項	母船式捕鯨業者に対し、捕獲した鯨について、事前に農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号の表示を義務付けているもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第49条第2項	母船式捕鯨業に従事する独航船の船長に対し、捕獲した鯨について、当該独航船の属する船団の母船の船長への報告を義務付けているもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第50条第1項	母船式捕鯨業に従事する母船の船長に対し、漁業の許可及び取締り等に関する省令第49条第2項の規定による報告を受けた際に、捕獲した鯨の情報を帳簿に記載するよう義務付けているもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第77条第1項	届出漁業を営む場合は、届出が必要である旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第91条第1項	基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者による、ひげ鯨及びまっこう鯨の捕獲を禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第91条第3項	同条第1項に違反してひげ鯨等を捕獲した者(その情を知ってこれを譲り受けた者も同様)は、当該ひげ鯨等の販売、又は販売目的の所持、若しくは加工を禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第93条	同条に規定する歯鯨をとる漁業をについての法第57条第1項又は第119条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合を除き、基地式捕鯨業者以外の者による歯鯨(まっこう鯨を除く)の捕獲を禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第94条	別表第13の上欄に掲げる鯨(しろながす鯨、ほっきょく鯨、こく鯨、すなめり)を、同表の下欄に掲げる禁止区域においては採捕を禁止するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第103条第1項	操船又は漁ろうを指揮監督する者は、検査等の場合には、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第104条第1項	漁業者等が法令違反した場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第104条第1項	漁業者が採捕違反等をした場合には、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第108条第1項	漁業者が立入禁止区域で操業したと認められる場合には、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第109条第1項	鯨体処理場を設置等をしようとする者は農林水産大臣の許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第111条	鯨体処理場が条件を満たさなくなった場合には、不利益処分がある旨定められるもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第112条第1項	鯨体処理場の設置がない等の場合には、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第114条	鯨体処理場設置者に対し、鯨体処理状況に係る報告について定めるもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第21条第4項	漁獲割当割合設定者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第22条第4項	年次漁獲割当量設定者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第25条第1項及び第2項	漁獲割当てによる管理を行う特定水産資源の管理区分での採捕を年次漁獲割当設定者に限定するとともに、その漁獲量は当該者が設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内とするもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第26条第1項	年次漁獲割当量設定者の漁獲量等に係る報告について定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
漁業法	第27条	年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕を行い、引き続き年次漁獲割当数量を超えた採捕を行うおそれがある場合は、当該者に対して不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第30条第1項	漁獲割当てによらず漁獲量等の総量の管理が行われる場合における漁獲量等の報告について定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第33条第1項	大臣管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超える場合等において、農林水産大臣が漁業法第33条第1項各号に定める者に対し、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第34条	第33条に基づく命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶の停泊命令等の不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第36条第1項	大臣許可漁業を営もうとする者は農林水産大臣の許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第42条、第47条	大臣許可漁業における新規の許可又は起業の認可のほか、当該許可を受けた者が制限措置と異なる内容により大臣許可漁業を営もうとする場合の変更の許可について定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第44条第2項	農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第48条第2項	漁業法第36条許可又は同法第38条起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第49条第2項	漁業法第36条の許可又は同法第38条の起業の認可を受けた者は、船舶が滅失等した場合は、その日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第50条	漁業法第36条の許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第54条第1項	大臣許可漁業を営む者が不適格者となった場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第51条第1項	大臣許可漁業を営む者が免許の日から一定期間休業した場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第55条第1項	大臣許可漁業を営む者が漁業調整等の理由がある場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第54条第2項	大臣許可漁業を営む者が法令違反した場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第68条	定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づくものでなければ、営んではならない旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
漁業法	第82条	漁業権は、貸付けの目的とすることができない旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
漁業法	第119条第1項	農林水産大臣が漁業調整のため水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等に関する命令を定めることができることについて定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第121条第4項(第120条第11項準用)	広域漁業調整委員会申請に基づく大臣の命令違反	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
漁業法	第128条第3項	漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができることについて定めるもの。	水産庁	管理調整課 国際課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
漁業法	第131条第1項	漁業者等が法令違反した場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	漁業取締課	gyogyoutorishimarika@maff.go.jp
漁業法	第132条第1項	特定水産動植物の採捕を禁止するもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
漁業法	第176条第2項	農林水産大臣は、漁業法又は漁業法に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量、検査等を行うことができる旨を定めるもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第15条第1項	漁船保険組合を設立しようとする場合は、発起人による設立の認可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第44条第2項	漁船保険組合が定款を変更しようとする場合は、認可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第44条の2第1項(第143条の5第2項において準用する場合を含む)	漁船保険組合が保険約款を変更しようとする場合は、認可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第50条第3項	漁船保険組合が解散をしようとする場合は、認可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第50条第5項	漁船保険組合が解散したときは、届出が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第52条第2項	漁船保険組合が合併をしようとする場合は、認可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第62条	漁船保険組合が解散した際に清算人は清算が結了した場合、届出が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第84条	漁船保険組合に対し業務又は財産の状況に関する報告の徴取ができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第86条第1項	漁船保険組合に対し、事業及び運営の改善等を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第86条第2項	漁船保険組合に対し、役員の解職、事業の停止、定款又は保険約款の変更等を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第86条第3項	漁船保険組合に対し、解散を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第87条第1項	漁船保険組合員又は総代が定款等に違反することを理由として、選挙等の取消しを請求した場合、違反の事実があるときは選挙等を取り消すことができる旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第134条第1項	漁船保険組合は保険関係が成立又は消滅した場合に通知する必要がある旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
漁船損害等補償法	第134条第2項	漁船保険組合は特定事故が発生した場合に通知する必要がある旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法	第134条第3項	漁船保険組合は漁船保険再保険事業等の適正かつ円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を通知する必要がある旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法施行規則	第6条第3項	漁船保険組合は資金の運用収益を組合の事務費等に充てるときは、承認が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船損害等補償法施行規則	第19条の5第4項	漁船保険組合は特別準備金を取り崩そうとするときは、承認が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業保険管理官	gyoho_soukatsuline@maff.go.jp
漁船法	第4条第1項、第2項、第6項	漁船を建造又は改造しようとする場合は、許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	漁業取締課	gyogyoutorishimarika@maff.go.jp
漁船法	第7条第1項	漁船法第4条第1項又は第2項の許可を受けたが同条第6項の規定に違反した場合は、不利益処分がある旨を定めるもの。	水産庁	漁業取締課	gyogyoutorishimarika@maff.go.jp
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	第8条第1項	認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等は、当該認定経営基盤強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
鯨類の持続的な利用の確保に関する法律	第7条第4項	指定鯨類科学法人が、同条第2項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認める場合には、不利益処分がある旨規定するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
鯨類の持続的な利用の確保に関する法律	第7条第5項	指定鯨類科学法人が、同条第4項の命令に従わない場合には、不利益処分がある旨規定するもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
国有林野の管理経営に関する法律	第6条の9第3項	農林水産大臣は、第1項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp
国有林野の管理経営に関する法律	第6条の12	農林水産大臣は、この法律を施行するため必要と認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができる旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp
国有林野の管理経営に関する法律	第6条の14	指定調査機関は、農林水産大臣の認可を受けなければ、調査業務の全部または一部を休止し、または廃止してはならない旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp
国有林野の管理経営に関する法律	第6条の15第1項	農林水産大臣は、指定調査機関が第6条の6第2項第1号または第3号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp
国有林野の管理経営に関する法律	第6条の15第2項	指定調査機関が、特定の条件のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、または期間を定めて調査業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp
国有林野の管理経営に関する法律	第8条の18第2項	農林水産大臣は、第8条の18第1項による届出が第8条の18第2項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡すべき旨を通知する旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp
国有林野の管理経営に関する法律	第8条の21	農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、必要な指示をすることができる旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
国有林野の管理経営に関する法律	第8条の22第1項	農林水産大臣は、第8条の22第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる旨を定めるもの。	林野庁	業務課	gyoumuka_soumu100@maff.go.jp
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	第18条第1項、第2項	異性化糖製造者が異性化糖を製造又は製造を廃止する場合は、届出が必要である旨定めるもの。	農産局	地域作物課	nousan_chiiki_ml@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第12条	特定省資源事業者は、副産物の発生抑制等のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第13条	主務大臣は、特定省資源事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第17条	主務大臣は、特定再利用事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第20条	主務大臣は、指定省資源化事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第23条	主務大臣は、指定再利用促進事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第25条	主務大臣は、指定表示促進事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第29条	主務大臣は、第二十七条第一項の認定に係る自主回収及び再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなった認めるときは、当該認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第33条	主務大臣は、指定再資源化事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第36条	主務大臣は、指定副産物事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第37条第1項	主務大臣は、第十三条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定省資源事業者又は特定再利用事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定省資源事業者又は特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第37条第2項	主務大臣は、第二十条、第二十三条及び第二十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に対し、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
資源の有効な利用の促進に関する法律	第37条第3項	主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第37条第4項	主務大臣は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
資源の有効な利用の促進に関する法律	第37条第5項	主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定副産物事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令	第3条第2号	防除区域において、試験研究の用に供するためなす科植物の作付けをするには、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令	第5条第1項	移動制限植物等を、試験研究の用に供するため防除区域以外の地域に移動させるには、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
獣医師法	第2条	獣医師でない者が獣医師又は、獣医師に紛らわしい名称を用いてはならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
獣医師法	第17条	獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
獣医療法	第3条	診療施設を開設した者は、当該診療施設の所在地を所管する都道府県知事へ届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
獣医療法	第17条	獣医師又は診療施設の業務に関しては、獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
種苗法	第58条第1項、第2項	種苗業者が指定種苗を販売する場合に届出が必要である旨定めるもの。	輸出・国際局	知的財産課	chizai_soukatsu@maff.go.jp
種苗法	第59条	種苗業者が指定種苗を販売する場合に特定の表示が必要である旨定めるもの。	輸出・国際局	知的財産課	chizai_soukatsu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第7条の3第2項	同条第1項の規定により、業務の方法を改善すべきことを勧告された米穀の出荷又は販売の事業を行う者が、正当な理由がなくてその勧告に従わない場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課 穀物課	nouki_soumu@maff.go.jp kokumotsu_sokatsu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第11条第2項	米穀安定供給確保支援機構の業務規程が貸付等業務の適性かつ確実な実施上不適当となったと認められる場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第15条	米穀安定供給確保支援機構が業務の運営に関し改善が必要である場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第16条第1項	米穀安定供給確保支援機構が業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第20条第2項	米穀価格形成センターの業務規程が業務の適性かつ確実な実施上不適当となったと認められる場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第25条第2項	米穀価格形成センターの役員が、業務規程に違反する行為をした場合、又は業務に関し著しく不適当な行為をした場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第27条	米穀価格形成センターが業務の運営に関し改善が必要であると認められる場合は不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第28条第1項	米穀価格形成センターが業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合、指定に関し不正の行為があった場合、命令若しくは処分に違反した場合又は業務規程によらないで業務を行った場合は不利益処分がある旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第35条	納付金の納付を要しない米穀等の輸入を行おうとする場合は、輸入数量の届出が必要である旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第36条	米穀の輸出を行おうとする場合は、輸出数量の届出が必要である旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第47条第1項～第3項	米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする場合は、届出が必要である旨定めるもの。	農産局	企画課 穀物課	nouki_soumu@maff.go.jp kokumotsu_sokatsu@maff.go.jp
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令	第4条第3項	同条同項中各号のいずれかに該当するときは、認定生産調整方針の認定が取り消される旨定めるもの。	農産局	企画課 穀物課	nouki_soumu@maff.go.jp kokumotsu_sokatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第9条	会員商品取引所の設立を許可するもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第78条	株式会社商品取引所を許可するもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第96条の25第1項	商品取引所持株会社を認可するもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第96条の25第3項ただし書	特定持株会社が株式会社商品取引所を子会社と認可するもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第167条	商品取引債務引受業の許可をするもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第190条第1項	商品先物取引業の許可をするもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第240条の2第1項	商品先物取引仲介業の登録をするもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第332条第1項	第一種特定商品市場類似施設の開設を許可するもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第342条第1項	第二種特定商品市場類似施設の開設を許可するもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
商品先物取引法	第349条第1項前段	特定店頭商品デリバティブ取引業の届出をするもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
商品投資に係る事業の規制に関する法律	第3条	商品投資顧問業者の許可をするもの。	新事業・食品産業部	新事業・食品産業政策課	syoutori_soukatsu@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第9条第1項	食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第10条第3項	食品廃棄物等多量発生事業者が、勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合に、主務大臣はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第11条第5項	登録再生利用事業者は、申請書の内容について変更又は再生利用事業の廃止にあたっては、その旨を主務大臣に届け出る旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第13条	登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第14条	登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業者ごとに、標識を掲示しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第15条第1項	登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出る旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第15条第3項	登録再生利用事業者は、当該再生利用事業に係る料金を公示しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第24条第1項	主務大臣は、食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又は立入検査ができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第24条第2項	主務大臣は、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に立入検査を行わせることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第24条第3項	主務大臣は、認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に立入検査を行わせることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第7条第2項（第8条第2項、第9条第8項、第10条第7項において、読み替えて準用する場合を含む）	農林水産大臣は、認定安定取引関係確立事業者が前条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画に従って安定取引関係確立事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第12条第2項	農林水産大臣は、認定連携支援事業者が前条第一項の認定に係る連携支援計画に従って連携支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第21条	農林水産大臣は、認定安定取引関係確立事業者等又は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業の実施状況について報告を求めることができる旨を定めたもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第29条第1項	農林水産大臣は、第二十三条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、推進機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、推進機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第31条	農林水産大臣は、推進機構が一定の場合において、指定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第40条第1項	農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第49条第1項	農林水産大臣は、認定指標作成等団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律	第51条第1項	農林水産大臣は、指標作成等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、認定指標作成等団体の事務所に立ち入り、指標作成等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	企画グループ	kikakuG_soukatu@maff.go.jp
植物防疫法	第4条第2項	植物防疫官の検査の結果、有害動植物があると認められた場合で、その駆除又はまん延防止を行う必要があるときは、植物防疫官が廃棄又は消毒を命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第6条第5項	植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は信書便物として受け取った場合は、現品と共に植物防疫所に届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第7条第1項	輸入禁止品を試験研究等用途に供する場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第7条第6項 （第9条第6項及び第16条の3第2項において準用する場合を含む。）	第7条第1項の許可を受けた者は、一定の場合において、許可の取消し等の不利益処分を受ける旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第8条第1項	植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した場合には、遅滞なく植物防疫所に届け出て、検査を受けなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第8条第6項	植物又は検疫指定物品を包有している、検査を受けていない小形包装物及び小包郵便物を受け取った場合は、現品と共に遅滞なく植物防疫所に届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第9条第3項第2号	第7条第1項の規定に違反して輸入された輸入禁止品を譲り受けて試験研究等用途に使う場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第9条第4項	第7条第1項の規定に違反して輸入禁止品を輸入した者は、当該輸入禁止品について第9条第3項第2号の許可を受けることができない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条第1項	輸入国が植物検疫に係る輸出国の検査証明を必要としている植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出する場合には、植物防疫官の検査を受けなければいけない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の2	登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところ及び同条に掲げる検査の区分により、登録の申請をしなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の3 （第10条の5第2項及び第10条の6第3項において準用する場合を含む。）	同条中各号のいずれかに該当する者は、登録検査機関の登録を受けることができない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の6第2項	検査の区分を変更するために変更登録を受けようとする者は、変更登録の申請をしなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
植物防疫法	第10条の8第1項	登録検査機関は、登録事項(第10条の4第2項第2号、第4号又は第5号)を変更しようとするときは、農林水産大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の10第1項	登録検査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の13	登録検査機関が第10条の4第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるときは、不利益処分(当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことの命令)がある旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の14第1項	登録検査機関が第10条の7の規定に違反していると認められるとき、又は登録検査機関が行う検査が適当でないと認められるときは、検査を実施すべきことの命令等の不利益処分がある旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の14第2項	第10条の9第1項の認可をした業務規程が検査業務の公正な実施上不適当となったと認められるときは、不利益処分(当該業務規程を変更すべきことの命令)がある旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の15第1項	登録検査機関が第10条の3各号のいずれかに該当するときは、登録の取消しを受ける旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の15第2項	登録検査機関が同項各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し等の不利益処分がある旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第10条の15第3項	登録検査機関が正当な理由ないのに、一年以上継続して検査業務を行わないときは、登録の取消しを受けることがある旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第13条第4項	指定種苗は合格証明書等がなければ、譲渡等や栽培地の属する区域外に移出してはならない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第16条の2第1項	有害動植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるもの及びその容器包装は、省令で定める場合を除き、植物防疫官が有害動植物が付着していない、又は基準に従って消毒したと認める旨の表示がなければ、他の地域に移出してはならない旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第16条の3第1項	有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止しているもの及びこれらの容器包装を、他の地域で研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に使う場合は、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
植物防疫法	第37条	防除に関して特に必要がある場合、農林水産大臣が農業者又はその組織する団体に対して必要な報告を求めることができる旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
食料供給困難事態対策法	第15条第2項(第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項において読み替えて準用する場合を含む)	主務大臣は、食料供給困難事態において、出荷販売業者等に対し、措置対象特定食料等の出荷販売計画等を作成し、主務大臣に届け出るべきことを指示することができる旨定めるもの。	大臣官房	政策課食料安全保障室	anpo-shinpo_t@maff.go.jp
食料供給困難事態対策法	第15条第3項(第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項において読み替えて準用する場合を含む)	出荷販売計画等の届出をした出荷販売業者等は、当該計画を変更したときは、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	大臣官房	政策課食料安全保障室	anpo-shinpo_t@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
食料供給困難事態対策法	第21条第1項	主務大臣は、法の施行に必要な限度において、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産若しくは製造の事業を行う者若しくは農林水産物生産可能業者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に事務所等に立入検査させることができる旨定めるもの。	大臣官房	政策課食料安全保障室	anpo-shinpo_t@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第5条第1項	特定飼料等は、検定を受ける必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第13条第1項 (第29条第3項において準用する場合を含む)	登録特定飼料等製造業者は、登録事項(第7条第2項第4号から第6号まで)又は特定飼料等検査規程を変更しようとするときは、変更登録が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第13条第4項 (第29条第3項において準用する場合を含む)	登録特定飼料等製造業者は、登録事項(第7条第2項第1号又は第3号)に変更があったときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第14条 (第29条第3項において準用する場合を含む)	登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第25条第3項	第25条第1項に規定する製造業者は、飼料製造管理者を置いたとき等に、1ヶ月以内に必要事項を届け出る必要がある旨、また、届出事項に変更が生じた場合にも届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第41条	登録検定機関は、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第45条	登録検定機関が第45条第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、登録の取消し等の不利益処分がある旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第50条	製造業者又は輸入業者は、事業を開始する2週間前までに必要事項の届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第51条第1項	第51条第1項第1号から第3号までに該当するおそれのある飼料等を輸入しようとする者は、あらかじめ届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
森林組合法	第10条第1項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	組合が信託事業を行おうとする場合は、行政庁の承認が必要である旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第10条第4項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	組合は、農林水産省令で定める軽微な事項に係る信託規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第15条第1項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	組合が保管事業を行い、倉荷証券を発行する場合は、農林水産大臣及び国土交通大臣の許可が必要である旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第15条第5項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	保管事業を行う組合は、倉庫業法の規定に準じた規律を受ける旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第19条第1項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	組合が共済事業を行おうとする場合は、行政庁の承認が必要である旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局（庁）	担　当　課	メールアドレス
森林組合法	第19条第4項（第109条第1項において準用する場合を含む。）	組合は、農林水産省令で定める軽微な事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第24条第1項（第109条第1項において準用する場合を含む。）	組合が林地処分事業を行おうとする場合は、行政庁の承認が必要である旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第24条第4項（第109条第1項において準用する場合を含む。）	組合は、農林水産省令で定める軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第26条の3第1項（第109条第1項において準用する場合を含む。）	組合が森林経営事業を行おうとする場合は、行政庁の承認が必要である旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第26条の3第4項（第109条第1項において準用する場合を含む。）	組合は、農林水産省令で定める軽微な事項に係る森林経営規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第61条第4項（第100条第2項および第109条第3項において準用する場合を含む。）	組合は、農林水産省令で定める軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第83条第5項（第100条第4項において準用する場合を含む。）	組合員が10人未満になったことにより組合が解散する場合は、行政庁への届出が必要である旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第108条の2第5項	会員がいなくなったこと等により連合会が解散する場合は、行政庁への届出が必要である旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第110条第1項	行政庁が組合に対して業務又は財産状況について報告徴収や必要な資料の提出を命ずることができる旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第110条第2項	行政庁が生産森林組合を除く組合の子会社等に対して業務又は財産状況について報告徴収や必要な資料の提出を命ずることができる旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第112条	共済事業を行う組合又は連合会に対し、行政庁が監督上必要な命令をすることができる旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第113条	組合、生産森林組合又は連合会が法令等に違反する行為をおこなった場合に、行政庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
森林組合法	第114条	行政庁が組合、生産森林組合又は連合会の解散を命ずることができる場合について定めるもの。	林野庁	経営課	keiei_soumu@maff.go.jp
水産業協同組合法	第11条の5第1項（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）	組合が信用事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第11条の5第4項（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）	組合は、信用事業規程の変更（軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものに限る。）をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第11条の7（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）	地方公共団体等への貸付の総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局（庁）	担　当　課	メールアドレス
水産業協同組合法	第12条第4項（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項	保管事業を行う組合に対する倉庫業法第27条第1項に準じた報告の徴収、検査の実施等を定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第15条の2第1項（第96条第1項及び第105条第1項において準用する場合を含む。）	組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第15条の2第3項（第96条第1項及び第105条第1項において準用する場合を含む。）	組合が共済事業規定を変更したときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない旨定めたもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第15条の19第2項（第96条第1項及び第105条第1項において準用する場合を含む。）	価格変動準備金を目的外で取り崩す場合は、行政庁の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第17条第4項	漁業及びこれに付帯する事業を行う組合は、必要な条件を欠くこととなった場合、遅滞なく行政庁へ届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第17条の15第2項ただし書（第87条の3第2項（第100条において準用する場合を含む。）、第96条第1項及び第101条第2項において準用する場合を含む。）	信用事業若しくは共済事業を行う組合又はその子会社は、特定事業会社の議決権について、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から1年を超えてこれを保有してはならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第34条の5第1項（第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）	役員等の兼職又は兼業について、行政庁の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第48条第4項（第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。）、第84条の7	組合は、定款の変更をしたときは、遅滞なく、行政庁へ届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第54条の2第7項（第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）	組合が信用事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない旨定めたもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第54条の4第4項（第96条第3項において準用する場合を含む。）	組合が共済事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない旨定めたもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第58条の2第1項又は第2項（これらの規定を第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。）	組合は、事業年度ごとに、業務報告書を作成し、行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第66条の2（第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項、第105条第4項において準用する場合を含む。）	組合が設立の認可があつた日から90日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第68条第6項（第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。）	組合が解散するときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
水産業協同組合法	第87条の2第4項(第100条第1項において準用する場合を含む。)	連合会は、子会社対象会社のうち、「認可対象会社」を子会社としようとするときは、信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第87条の2第4項及び同条第6項(第100条第1項において準用する場合を含む。)	連合会は、子会社対象会社のうち、「認可対象会社」を子会社としようとするときは、信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない旨等を定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第91条第6項(第100条第5項において準用する場合を含む。)	連合会が解散するときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第106条第1項	特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第107条第3項	みなし特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第52条の37第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項第2号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第108条において準用する銀行法第52条の39第1項	みなし特定信用事業代理業者は、準用銀行法第52条の37第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第108条第1項 (銀行法第52条の39準用)	特定信用事業代理業者は、準用銀行法第52条の37第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第108条第1項 (銀行法第52条の50第1項準用)	みなし特定信用事業代理業者は、事業年度ごとに、特定信用事業代理業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。 特定信用事業代理業者は、事業年度ごとに、特定信用事業代理業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第108条第1項 (銀行法第52条の52準用)	みなし特定信用事業代理業者が準用銀行法第52条の52の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。 特定信用事業代理業者が準用銀行法第52条の52の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第108条第1項 (銀行法第53条第4項準用)	みなし特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業を開始したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。 特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業を開始したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第110条	特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第2項	電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、準用銀行法第52条の61の3第1項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第2項第3号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第4項	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者が、特定信用事業決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の6第1項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の6第3項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第2項第3号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があったときには、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の7第1項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の7第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の13準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、事業年度ごとに特定電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の14準用)	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の15準用)	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者に対し、立入検査を行うことができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の16準用)	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者が行う特定電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該みなし電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第52条の61の17第1項準用)	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の17第1項各号のいずれに該当するときは、特定信用事業電子決済等代行業の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第116条第6項 (銀行法第53条第6項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、特定電子決済等代行業を開始したとき、準用銀行法第52条の61の10第1項の契約したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令の定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の3第1項及び第2項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けようとする者は、登録申請書を添付書類とともに主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の6第1項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の7第1項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の7第1項各号のいずれかに該当することとなったときには、30日以内に主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の13準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、事業年度ごとに特定電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の14準用)	主務大臣は、特定信用事業電子決済等代行業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の15準用)	主務大臣は、特定信用事業電子決済等代行業者に対し、立入検査を行うことができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の16準用)	主務大臣は、特定信用事業電子決済等代行業者が行う特定信用事業電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の17準用)	主務大臣は、特定電子決済等代行業者が準用銀行法第61条の17第1項各号のいずれかに該当するときは、特定信用事業電子決済等代行業の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の27準用)	主務大臣は、認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に対し、立入検査を行うことができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第52条の61の28準用)	主務大臣は、認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に対し、業務運営の改善に必要な措置をとるべきこと及び認定の取消し等を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第117条第1項 (銀行法第53条第6項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で準用銀行法第52条の61の10第1項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の63第1項準用)	指定信用事業等紛争解決機関について、紛争解決等業務を行う者として指定を受けようとする者は、指定申請書を主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の68第1項準用)	指定信用事業等紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入組合が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入組合の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入組合の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、主務大臣に報告しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の78第1項準用)	指定信用事業等紛争解決機関は、準用銀行法第52条の63第1項第2号から第4号までに掲げる事項に変更があったときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の79準用)	指定信用事業等紛争解決機関は、準用銀行法第52条の79各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の80第1項準用)	指定信用事業等紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の82第1項準用)	主務大臣は、指定信用事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の83第1項及び第2項準用)	指定信用事業等紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止、廃止又は再開をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。 天災その他やむを得ない理由により指定紛争解決業務の全部又は一部の休止をした場合、また、当該休止をした業務の全部又は一部を再開するときは、主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
水産業協同組合法	第120条第1項 (銀行法第52条の84第1項準用)	主務大臣は、指定信用事業等紛争解決機関が準用銀行法第52条の84第1項各号のいずれかに該当するときは、指定紛争解決機関の指定を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第121条第1項 (保険業法第308条の3第1項準用)	指定共済事業等紛争解決機関について、紛争解決等業務を行う者として指定を受けようとする者は、指定申請書を主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第121条第1項 (保険業法第308条の18第1項準用)	指定共済事業紛争解決機関の指定の申請にかかる変更の届出事項を定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第121条第1項 (保険業法第308条の19準用)	指定共済事業紛争解決機関にかかる手続実施基本契約の締結等、農林水産大臣へ届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第122条第1項	行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守つているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第123条の2第1項、第2項	行政庁は、信用及び共済事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務若しくは財産又は当該組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる旨定めるもの。 行政庁は、信用及び共済事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産若しくは当該組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第124条第1項	行政庁は、第122条の規定による報告を徴した場合又は第123条の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第124条第2項	組合が第124条第1項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第124条第3項	行政庁は、組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第124条第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第11条の5第1項(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)又は第15条の2第1項(第96条第1項及び第105条第1項において準用する場合を含む。)の認可を取り消すことができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第124条の2	行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第125条	組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から1箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産業協同組合法	第126条	組合は、法第126条各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
水産業協同組合法施行令	第22条第6項	信用及び共済事業を行う組合等が運用する余裕金の総額は、当該組合等の貯金等合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならないが、法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会にあっては、特別の理由がある場合において主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
水産資源保護法	第4条第1項	農林水産大臣又は都道府県知事が保護培養の必要があると認めた水産動植物を採捕しようとする場合は、許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyoushoku@maff.go.jp
水産資源保護法	第5条ただし書	調査研究のため、爆発物を使用して、水産動植物を採捕する者は、農林水産大臣の許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第6条ただし書	調査研究のため、水産動植物を麻痺させ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕する者は、農林水産大臣の許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第10条第1項、第3項	農林水産大臣の許可を要する漁業につき、大臣が水産資源の保護のために必要があると認め当該漁業に従事する漁船の定数を定めた場合に、その定数を超える漁船につき、当該漁業に係る許可の取消及び変更ができる旨定めるもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
水産資源保護法	第13条	輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある省令で定める水産動物及びその容器包装を輸入しようとする者は許可を受けなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
水産資源保護法	第14条	輸入の許可の申請に係る水産動物及びその容器包装が輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないとき、許可に当たり、省令で定める期間、定められた方法で管理すべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
水産資源保護法	第15条	輸入の許可の申請に係る水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるとき、それを所有又は管理する者に対し、輸入防疫対象疾病の病原体が付着又はそのおそれのある物品の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとるべきことを命ずる旨定めるもの。	消費・安全局	畜水産安全管理課	syouan_chikusui@maff.go.jp
水産資源保護法	第22条第1項、第2項	農林水産大臣または都道府県知事が水産動植物の保護培養の為に指定した保護水面の区域内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事等をしようとする者は許可が必要である旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第25条第2項	さく河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の所有者又は占有者がその工作物の管理を怠った場合は、第25条第1項の規定に従って管理すべきことを命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第26条第1項、第2項	さく河魚類の通路を害するおそれがあると認めた場合は、水面の工作物の設置の制限、禁止又は代替施設の設置等を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第26条第3項	第26条第2項の規定による命令を受けたものは、命じられた事項についての計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第27条第1項	工作物がさく河魚類の通路を害すると認められた場合は、その所有者又は占有者に対して工作物の除害工事を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第30条	農林水産省令で定める水産動植物の種苗を、業として販売の目的をもって採捕又は生産をする者は、届出が必要である旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
水産資源保護法	第31条	第27条に規定する水産動植物の種苗を確保するために必要があると認める場合、農林水産大臣は同条に規定する者に対し、当該水産動植物の種苗生産又は配付に必要な指示ができる旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
水産資源保護法	第33条第1項	農林水産大臣は水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業を営み、又はこれに従事する者に、必要な事項の報告の徴収ができる旨定めたもの。	水産庁	管理調整課	kanrichousei_suisan@maff.go.jp
セグロウリミバエの緊急防除に関する省令	第3条第1項	移動制限植物等を、試験研究の用に供するため防除区域以外の地域に移動させるには、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	第6条第3項	第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等が認定計画に従って事業を行っていないと認めるときは、認定を取り消すことができる旨定めるもの。	農村振興局	都市農村交流課	inobe_koryu@maff.go.jp
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	第8条第3項	第7条第1項の認定を受けた事業者が認定計画に従って事業を行っていないと認めるときは、認定を取り消すことができる旨定めるもの。	農村振興局	都市農村交流課	inobe_koryu@maff.go.jp
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	第21条第1項	第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる旨定めるもの。	農村振興局	都市農村交流課	inobe_koryu@maff.go.jp
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	第21条第2項	第7条第1項の認定を受けた事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる旨定めるもの。	農村振興局	都市農村交流課	inobe_koryu@maff.go.jp
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第11条	主務大臣は、支援事業実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第12条第1項	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、支援事業実施機関に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、支援事業実施機関の事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
畜産経営の安定に関する法律	第5条第1項	前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品(指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。)の販売に関する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
畜産経営の安定に関する法律	第5条第8項	第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
畜産経営の安定に関する法律	第12条第2項	指定事業者は、業務規程を変更したとき(農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。)は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
畜産経営の安定に関する法律	第18条1項	指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。 一　機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。 二　指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
畜産経営の安定に関する法律	第18条第2項	政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
中小漁業融資保証法	第38条第2項	漁業信用基金協会が定款又は業務方法書の変更をしようとする場合は、認可の申請が必要である旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第49条	漁業信用基金協会が設立をしようとする場合は、認可の申請が必要である旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第53条第2項	漁業信用基金協会が解散をしようとする場合は、認可の申請が必要である旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第54条第2項	漁業信用基金協会が合併をしようとする場合は、認可の申請が必要である旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第59条の2第3項	漁業信用基金協会が事業の譲渡又は譲受けをしようとする場合は、認可の申請が必要である旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第65条	主務大臣は、漁業信用基金協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第66条の2第1項	主務大臣は、漁業信用基金協会の業務又は財産の状況に照らして、当該協会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、監督上必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第67条	漁業信用基金協会が法令等に違反した場合は、不利益処分がある旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
中小漁業融資保証法	第69条第5項	主務大臣は、漁業信用基金協会から保証事業を譲り受けた者に対し、必要があると認めるときは、当該事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる旨定めるもの。	水産庁	水産経営課	uisankeieika_soukatsuline@maff.go.j
地力増進法	第13条	政令指定を受けた土壌改良資材の製造業者又は販売業者に、表示すべき事項を表示するにあたっては、遵守すべき事項に従うべきであることを命ずることができるもの。	農産局	農業環境対策課	dojou@maff.go.jp
地力増進法	第14条第1項	政令指定を受けた土壌改良資材において、表示すべき事項を表示していない状態で広く販売されており、放置すると消費者の利益を著しく害すると認められる場合、当該土壌改良資材の製造業者又は販売業者に対し、表示すべき事項を表示しなければ、販売・陳列してはならないと命ずることができるもの。	農産局	農業環境対策課	dojou@maff.go.jp
テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令	第3条第2号	防除区域において、試験研究の用に供するためしょくようだいおう等の作付けをするには、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令	第5条第1項	移動制限植物等を、試験研究の用に供するため防除区域以外の地域に移動させるには、許可が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	植物防疫課	shokubou_soukatsu@maff.go.jp
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第3条第1項	特定第一種第一号水産動植物の採捕を行う者であって、自ら採捕したもの特定第一種第一号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行うものは、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第3条第3項	第3条第1項の規定による届出に係る事項に変更があったときに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第10条4項	農林水産大臣は、第10条第1項に規定する勧告を受けた届出採捕者又は第2項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった時は、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第11条第1項	特定第一種水産動植物等取扱事業者が、その事業開始2週間以内に氏名などを届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第11条第2項	第11条第1項の届け出をした者は、当該届出に係る事項に変更があれば、その日から2週間以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第13条第1項	特定第一種水産動植物等取扱事業者は、適法漁獲等証明書を添付しなければ、特定第一種水産動植物等を輸出してはならない旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第31条	特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等が適法に採捕されたことを証する外国の政府機関により発行された証明書や農林水産省令で定める書類を添付してあるものでなければ輸入してはならない旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第32条	農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者もしくは第二種水産動植物等取扱事業者等に対し、その業務に関し必要な報告等や、その職員に対し、これらの者の工場等に立ち入り、業務の情報等を検査し、または従業員に質問させることができる旨を定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
特定農産加工業経営改善等臨時措置法	第11条	都道府県知事及び農林水産大臣は、承認特定農産加工業者等に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律	第5条	地理的表示及び登録標章の不正使用に対しては、措置命令を行い、改善されない場合には罰則が科される旨定めるもの。	輸出・国際局	知的財産課	chizai_soukatsu@maff.go.jp
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律	第17条、第18条、第19条、第20条、第34条	登録生産者団体の名称等に変更があったときや生産行程管理業務規程を変更・休止しようとするときに届出をしなかった場合等には、罰則が科される旨定めるもの。大臣が報告を求めたときに報告をしなかった場合等には罰則が科される旨定めるもの。	輸出・国際局	知的財産課	chizai_soukatsu@maff.go.jp
土地改良法	第89条の2第6項～第8項	国の行う一時利用地の指定等を定めるもの。	農村振興局	土地改良企画課	tochikairyou@maff.go.jp
土地改良法	第90条の2第1項、第4項、第6項	国営土地改良事業に係る特別徴収金を定めるもの。	農村振興局	土地改良企画課	tochikairyou@maff.go.jp
土地改良法	第119条	障害物の移転等を定めるもの。	農村振興局	土地改良企画課	tochikairyou@maff.go.jp
土地改良法	第132条第1項、第2項	報告の徴収及び検査を定めるもの。	農村振興局	土地改良企画課	tochikairyou@maff.go.jp
土地改良法	第134条第1項、第134条の2	違反行為に対する措置を定めるもの。	農村振興局	土地改良企画課	tochikairyou@maff.go.jp
土地改良法	第135条第2項	解散命令を定めるもの。	農村振興局	土地改良企画課	tochikairyou@maff.go.jp
内水面漁業の振興に関する法律	第26条第1項	指定養殖業を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
内水面漁業の振興に関する法律	第27条	許可養殖業者が休業しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
内水面漁業の振興に関する法律	第28条第1項	届出養殖業を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
内水面漁業の振興に関する法律	第28条第2項	届出養殖業を営む者は、第28条第1項に基づく届出の事項に変更があったときは、農林水産大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
内水面漁業の振興に関する法律	第28条第3項	届出養殖業を営む者は、その事業を廃業したときは、農林水産大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
内水面漁業の振興に関する法律	第30条(漁業法第47条の準用)	指定養殖業の許可を受けた者は、その許可を受けた養殖場について、その養殖することができる水産動植物の量その他の農林水産省令で定める事項を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
内水面漁業の振興に関する法律	第30条(漁業法第48条第2項の準用)	指定養殖業の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から2ヶ月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない旨定めたもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
内水面漁業の振興に関する法律	第31条第1項	農林水産大臣は指定養殖業の許可その他この節の規定または当該許可に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、許可養殖業者若しくは届出養殖業者に対し、指定養殖業若しくは届出養殖業に関して必要な報告を求め、又はその職員に養殖場若しくは事務所に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨定めたもの。	水産庁	栽培養殖課	saibaiyousyokuka_soukatsuhan@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第10条第6項、7項	格付の表示が付された農林物資は、格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託、譲渡しのための陳列をしてはならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第12条の2第3項、第4項	外国格付の表示が付された農林物資は、格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をしてはならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第18条第2項	登録認証機関の地位を承継した者に対し届け出を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第19条第3項	登録認証機関に対し認証をした被認証事業者の氏名等の報告を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第22条第1項	登録認証機関に対し業務の休廃止をしようとするときの届け出を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第30条第5項	外国における格付において、格付の表示が付された農林物資は、格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託、譲渡しのための陳列をしてはならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第37条	格付の表示等の禁止を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第38条	適合の表示等の禁止を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第39条	格付の表示に係る改善命令等を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第46条第2項	登録試験業者の地位を承継した者に対し届け出を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第47条第1項	登録試験業者に対し試験所の所在地を変更したときの届け出を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第48条第1項	登録試験業者に対し業務の休廃止をしたときの届け出を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
日本農林規格等に関する法律	第57条	登録標章等を付することの禁止を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第58条	登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第61条第3項	飲食料品以外の農林物資の表示に関する指示等を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
日本農林規格等に関する法律	第64条	指定農林物資に係る名称の表示の除去命令等を定めるもの。	新事業・食品産業部	食品製造課	seizou_soukatsu@maff.go.jp
農業競争力強化支援法	第19条第2項	認定事業再編事業者が当該認定に係る事業再編計画(法第19条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って事業再編を実施していないと認める場合は、その認定を取り消すことができる旨を定めるもの。	農産局	技術普及課	nousan_gifuka_ml@maff.go.jp
農業競争力強化支援法	第19条第3項	認定事業再編計画が法第18条第6項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる旨を定めるもの。	農産局	技術普及課	nousan_gifuka_ml@maff.go.jp
農業競争力強化支援法	第22条第2項	認定事業参入事業者が当該認定に係る事業参入計画(法第22条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って事業参入を実施していないと認める場合は、その認定を取り消すことができる旨を定めるもの。	農産局	技術普及課	nousan_gifuka_ml@maff.go.jp
農業競争力強化支援法	第22条第3項	認定事業参入計画が法第21第4項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業参入業者に対して、当該認定事業参入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる旨を定めるもの。	農産局	技術普及課	nousan_gifuka_ml@maff.go.jp
農業競争力強化支援法	第29条第2項	株式会社農林漁業成長産業化支援機構が、事業再編等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けることが必要である旨を定めるもの。	農産局	技術普及課	nousan_gifuka_ml@maff.go.jp
農業競争力強化支援法	第34条	認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる旨を定めるもの。	農産局	技術普及課	nousan_gifuka_ml@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条第1項	農業協同組合及び農業協同組合連合会が信用事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条第3項	信用事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会に関して、信用事業規程の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条第4項	農業協同組合及び農業協同組合連合会は、信用事業規程の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものに限る。)をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の12	組合が外国銀行の業の代理又は媒介を行う場合は、行政庁の認可を受ける必要がある旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の17第1項	組合が共済事業を行う場合は、共済規程の承認が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の17第4項	組合が共済規程を変更したときは、届出が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業協同組合法	第11条の41	共済経理人が法律に基づく行政庁の処分に違反した場合は、組合に対し共済経理人の解任を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の42第1項	農業協同組合が信託の引受けの事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の42第4項	農業協同組合が信託規程を変更したとき、又は廃止したときは、届出が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の48第1項	組合が宅地等供給事業をしようとする場合は、承認が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の48第4項	組合が宅地等供給事業実施規程を変更したとき、又は廃止したときは、届出が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の51第1項	組合が農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行う事業をしようとする場合は、承認が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の51第4項	組合が農業経営規程を変更したとき、又は廃止したときは、届出が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の53	行政庁が共済契約者等の保護のために必要があると認めるときは、共済契約の解約に係る業務の停止等の措置を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の65第2項ただし書	信用若しくは共済事業を行う農業協同組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の66第4項～第6項	農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、認可対象会社を子会社としようとするときは、信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第11条の68第4項	共済事業を行う連合会が従属業務等を専ら営む会社を子会社にする場合、認可が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第44条第4項	農業協同組合及び農業協同組合連合会は、定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第50条の2第3項	信用事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会に関して、信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第50条の2第7項	農業協同組合及び農業協同組合連合会がその信用事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第50条の4第5項 （第50条の2第7項の準用）	農業協同組合及び農業協同組合連合会がその共済事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業協同組合法	第54条の2第1項、第2項	農業協同組合及び農業協同組合連合会は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない旨定めるもの。 また、農業協同組合及び農業協同組合連合会が子会社を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第63条第2項	農業協同組合及び農業協同組合連合会が当該組合の設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第64条第4項、第5項、第8項	農業協同組合及び農業協同組合連合会は、解散した場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第64条の3第3項	総会の決議により解散した農業協同組合及び農業協同組合連合会が継続したときは、二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第72条の29第2項	農事組合法人が定款を変更したときは、届出が必要である旨定めるもの	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第72条の32第4項	農事組合法人が成立したときは、届出が必要である旨定めるもの	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第72条の34第2項	農事組合法人が解散したときは、届出が必要である旨定めるもの	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第72条の35第3項	農事組合法人が合併したときは、届出が必要である旨定めるもの	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第73条の10	出資組合又は出資農事組合法人が組織変更したときは、届出が必要である旨定めるもの	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の2第1項	特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の3第2項 （銀行法第52条の39準用）	みなし特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の3第2項 （銀行法第52条の50第1項準用）	みなし特定信用事業代理業者は、事業年度ごとに、特定信用事業代理業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の3第2項 （銀行法第52条の52準用）	みなし特定信用事業代理業者が準用銀行法第52条の52の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の3第2項 （銀行法第53条第4項準用）	みなし特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業を開始したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の3第3項	みなし特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の4第1項 （銀行法第52条の39準用）	特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業協同組合法	第92条の4第1項 (銀行法第52条の42第1項準用)	特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務のほか、主務大臣の承認を受けた業務を営むことができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の4第1項 (銀行法第52条の50第1項準用)	特定信用事業代理業者は、事業年度ごとに、特定信用事業代理業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の4第1項 (銀行法第52条の52準用)	特定信用事業代理業者が準用銀行法第52条の52の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の4第1項 (銀行法第52条の57準用)	特定信用事業代理業者は、準用銀行法第52条の57各号に該当する場合、あらかじめ主務大臣の承認を受けたときを除き、特定信用事業に係る許可は効力を失う旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の4第1項 (銀行法第53条第4項準用)	特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業を開始したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の2第1項	特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第2項	電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、準用銀行法第52条の61の3第1項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第2項第3号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第4項	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者が、特定信用事業決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第6項 (銀行法第52条の61の6第1項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第6項 (銀行法第52条の61の6第3項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第2項第3号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があったときには、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第6項 (銀行法第52条の61の7第1項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者が、準用銀行法第52条の61の7第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第6項 (銀行法第52条の61の13準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、事業年度ごとに特定電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第6項 (銀行法第52条の61の16準用)	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者が行う特定電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該みなし電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の8第6項 (銀行法第52条の61の17第1項準用)	主務大臣は、みなし特定信用事業電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の17第1項第3号に該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業協同組合法	第92条の5の8第6項 (銀行法第53条第5項準用)	みなし特定信用事業電子決済等代行業者は、特定電子決済等代行業を開始したとき、準用銀行法第52条の61の10第1項の契約したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令の定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の3第1項～第2項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けようとする者は、登録申請書を添付書類とともに主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の6第1項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の6第3項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第2項第3号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の7第1項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者が、準用銀行法第52条の61の7第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の13準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、事業年度ごとに特定電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の16準用)	主務大臣は、特定信用事業電子決済等代行業者が行う特定信用事業電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の17第1項準用)	主務大臣は、特定電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の17第1項各号のいずれかに該当するときは、特定信用事業電子決済等代行業の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の27第1項準用)	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の28第1項準用)	主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第52条の61の28第2項準用)	主務大臣は、認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の5の9第1項 (銀行法第53条第5項準用)	特定信用事業電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を開始したとき、組合との間で準用銀行法第52条の61の10第1項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の63第1項～第2項準用)	紛争解決等業務を行う者として指定を受けようとする者は、指定申請書を添付資料とともに主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の67第7項準用)	指定紛争解決機関の業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の68第1項準用)	指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入組合が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入組合の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入組合の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、主務大臣に報告しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の78第1項準用)	指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の六十三第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の79準用)	指定紛争解決機関は、準用銀行法第52条の79各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の80第1項準用)	指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の81第1項準用)	主務大臣による指定紛争解決機関に対する報告徴求命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の82第1項準用)	主務大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の83第1項～第2準用)	指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止、廃止又は再開をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の8第1項 (銀行法第52条の84第1項準用)	主務大臣は、指定紛争解決機関が準用銀行法第52条の84第1項各号のいずれかに該当するときは、指定紛争解決機関の指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項	指定共済事業等紛争解決機関となりうる者が指定を受ける場合は、指定申請書を提出する必要がある旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項	指定共済事業等紛争解決機関が指定申請書に記載した商号や事務所の所在地等を変更する場合は、届出が必要である旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の7第7項	業務規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の8第1項	指定共済事業等紛争解決機関手続実施契約により加入組合が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入組合の意見を聴取し、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入組合の名称及び当該不履行の事実を公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の19	指定共済事業等紛争解決機関が手続実施基本契約の締結等をする場合は、届出が必要である旨定めるもの。 ※「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と保険業関係業者との間で締結される契約 。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の20第1項	指定共済事業等紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の21第1項	農林水産大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため、必要があると認めるときは、指定共済事業等紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定共済事業等紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定共済事業等紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の21第2項	農林水産大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定共済事業等紛争解決機関の加入組合若しくは当該指定共済事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定共済事業等紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定共済事業等紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の22第1項	農林水産大臣は、指定共済事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定共済事業等紛争解決期間に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の23第1項	指定共済事業等紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止をし、又は廃止をしようとするときは農林水産大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の23第2項	指定共済事業等紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合若しくは指定共済事業等紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときには、直ちにその旨を、理由を付して農林水産大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の24第1項	農林水産大臣は、指定共済事業等紛争解決機関が各号に該当するときは、農業協同組合法第92条の6第1項の規定による指定を取り消し。又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp
農業協同組合法	第93条第1項	行政庁は、組合若しくは農事組合法人から、当該組合若しくは農事組合法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守つているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは農事組合法人に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合若しくは農事組合法人の一般的状況に関する資料であつて組合若しくは農事組合法人に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業協同組合法	第９４条の２第１項、第２項	行政庁は、信用事業又は共済事業を行う組合に対し、健全な運営の確保のため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況等によって必要があると認められる場合は、以下のことを命ずることができる旨定めたもの （第1項） ・改善計画の提出及び変更 （第2項） ・当該事業に関する定款、規約、規程、業務執行の方法の変更 ・業務の全部若しくは一部の停止 ・財産の供託 ・財産の処分の禁止若しくは制限 ・その他監督上必要な命令	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第９５条	行政庁は、第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行つた場合において、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合又は農事組合法人に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる旨定めるもの。 組合又は農事組合法人が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる旨定めるもの。 行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、各種承認を取り消すことができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第９５条の２	組合又は農事組合法人が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つた場合等は、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第９６条	組合員がその総数の十分の一以上の同意を得て、組合の総会の招集手続、決議の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その決議又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法	第９７条	農業協同組合及び農業協同組合連合会は、法第97条の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法施行規則	第２３１条第１項	農業協同組合法第97条第12号の「農林水産省令で定める場合」を定めるもの。	経営局	協同組織課 金融調整課	keiei_kyoudousosiki@maff.go.jp keiei-kinyu@maff.go.jp
農業協同組合法施行令	第３２条第５項	信用事業を行う農業協同組合の運用する余裕金の総額は、当該農業協同組合の貯金等合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。ただし、特定農業協同組合は、特別の理由がある場合において都道府県知事の承認を受けたときは、この限りでない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第４条	基金協会がその区域を2以上の都道府県の区域とする場合は、主務大臣の承認が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第８条第２項	基金協会がその区域外に住所を有する認定農業者へ資金の貸付け行う融資機関に対して、必要な資金の供給業務を行う場合には、主務大臣の承認が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第２５条	発起人が基金協会を設立しようとする場合は、創立総会後に遅滞なく定款等を主務大臣に提出し、設立の認可が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業信用保証保険法	第45条第2項	基金協会が定款等の変更を行う場合は、主務大臣の認可が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第48条の2第2項	基金協会が合併しようとする場合は、主務大臣の認可が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第48条の9第3項	基金協会が事業の譲渡又は譲受けを行う場合は、主務大臣の認可が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第49条第2項	基金協会が解散する場合は、主務大臣の認可が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第54条	基金協会の清算が結了した場合は、主務大臣へ届出が必要である旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第55条	主務大臣は、基金協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、基金協会又は基金協会から業務の委託を受けた者からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第56条の2第1項	主務大臣は、基金協会の業務又は財産の状況に照らして、当該基金協会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該基金協会に対し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、当該基金協会の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期間を定めて業務の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第57条第1項	主務大臣は、農業信用保証保険法第五十五条の規定により報告を徴した場合又は同法第五十六条の規定により検査を行つた場合において、基金協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その基金協会に対して、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第57条第2項	基金協会が農業信用保証保険法第57条第1項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその基金協会の解散を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業信用保証保険法	第59条第5項	基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者に対して、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資することを確保するために必要がある場合には、主務大臣は、その者に対して報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農業保険法	第58条第2項	農業共済団体が定款等を変更する場合には、行政庁の認可を受ける必要がある旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第58条第4項	農業共済団体が定款等の軽微な事項を変更しようとする場合は、行政庁に届出が必要である旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第73条第1項	県域をその区域とする農業共済組合が成立し、農業共済組合連合会の権利義務を承継する場合には、農林水産大臣に認可を申請する必要がある旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第197条	農業共済組合連合会が免責事項を行った場合には、再保険金の免責をする旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第203条において準用する第197条	特定組合が免責事項を行った場合には、保険金の免責をする旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第207条において準用する第197条	全国連合会が免責事項を行った場合には、再保険金の免責をする旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農業保険法	第208条、第209条第1項	行政庁が農業共済団体の運営状況を把握する必要がある場合には、報告徴求及び検査をすることができる旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第210条	行政庁は農業共済団体の運営が法令等に違反すると認める場合等には、必要措置命令又は監督命令を発することができる旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第212条	農業共済団体が第210条の規定による命令に違反した場合等には、役員の改選及び解任並びに農業共済団体の解散を命ずることができる旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農業保険法	第213条	行政庁は、組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て決議、選挙等の取消を請求した場合に、当該決議、選挙等を取り消すことができる旨定めるもの。	経営局	保険課	hourei_hoken@maff.go.jp
農産物検査法	第17条第7項、第8項	登録検査機関が登録内容(名称、住所、業務の委託に関すること、農産物検査員の名称等)を変更した場合、又は業務の全部若しくは一部を休止、廃止しようとする場合には旨を届け出なければならない旨を定めるもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農産物検査法	第21条第2項	登録検査機関の業務規程が不適当となった場合には、不利益処分がある旨を定めるもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農産物検査法	第22条	登録検査機関が登録要件に適合しなくなったと認める場合には、不利益処分がある旨を定めるもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農産物検査法	第23条	登録検査機関が、農産物検査の義務等に違反した場合、検査証明が適当でない場合は、不利益処分がある旨を定めるもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農産物検査法	第24条第1項～3項	登録検査機関が農産物検査法又は食糧法の規定による罰金以上の刑に処された等の場合は、不利益処分がある旨を定めるもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農産物検査法	第26条	登録検査機関でない者が農産物検査規格登録検査機関という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないことを定めるもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農産物検査法	第30条第1項、2項	法の施行に必要な限度において、報告徴求が行われる旨の規定をするもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農産物検査法	第31条第1項、第2項	法の施行に必要な限度において、立入検査行われる旨の規定をするもの。	農産局	穀物課	kokumotsu_soukatsu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第35条第1項	機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関又は債権回収会社に対し、その業務の一部を委託することができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第36条第1項	機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならず、これを変更しようとするときも、同様とする旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第39条	機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならず、これを変更しようとするときも、同様とする旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第40条第1項	機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農水産業協同組合貯金保険法	第42条第1項	機構は、第40条の2第1号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他の金融機関(日本銀行を除く。)その他政令で定める者から資金の借入れをすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第42条第2項	機構は、第40条の2第1号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第45条第2項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第46条第1項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第35条第1項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第47条	定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第50条第4項	機構は、納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第51条第4項	機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第57条第2項	機構は、保険事故の通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣(当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に通知しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第57条第4項	機構は、第57条第1項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に通知しなければならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第58条第4項	機構は、第58条第1項又は第58条第3項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第59条第5項において準用する第58条第4項	機構は、第58条第1項又は第58条第3項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第60条の3第2項	主務大臣は、第60条の3第1項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、農水産業協同組合に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第61条の2第3項において準用する第61条第6項	第61条第1項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第61条第6項	第61条第1項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農水産業協同組合貯金保険法	第62条第3項	第62条第1項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合連合会等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第63条第1項	第61条第1項、第61条の2第1項、第62条第1項又は第62条第1項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等を行う農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、都道府県知事(合併後のI組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。)の認定を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第63条第2項	第62条第1項の規定による申込みに係る信用事業再建措置については、当該措置に係る経営困難農水産業協同組合及び当該措置について援助を行う農水産業協同組合連合会等は、同項の規定による申込みが行われる時までに、当該措置について、都道府県知事(当該経営困難農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣)の認定を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第65条第4項	機構は、資金援助に係る決定をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第65条第5項	機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第65条第1項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第65条の2第3項	機構は、第61条第1項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、第65条の2第2項の決議を経た後、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第66条第1項	適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、特定援助の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併等又は特定援助の契約書を提出しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第67条第1項	適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法 、水産業協同組合法 若しくは再編強化法 の規定又は定款の定めに基づき当該適格性の認定等に係る合併等について必要とされる総会又は総代会の決議における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事に、その旨を報告し、かつ、当該総会又は総代会の議事録その他政令で定める書類を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第67条第2項	第67条第1項の適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、総会又は総代会の決議に代わる裁判所の許可を得て信用事業譲渡等を行おうとした場合において、当該許可を得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事にその旨を報告し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第69条第4項において準用する第61条の2第3項において準用する第61条第6項	第61条第1項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣)に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第69条第4項において準用する第65条第5項	機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第65条第1項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第69条の3第2項において準用する第65条第5項	機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第65条第1項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農水産業協同組合貯金保険法	第72条第5項において準用する第58条第4項	機構は、第58条第1項又は第58条第3項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第76条	機構は、第74条第1号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第77条第3項	機構は、協定債権回収会社との間で第77条第1項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第77条第5項において適用することとされる第66条第1項	適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、特定援助の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行った都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併等又は特定援助の契約書を提出しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第79条第2項	機構は、第79条第1項の規定により協定債権回収会社との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第83条第1項	都道府県知事(処分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。)は、農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は農水産業協同組合がその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合であつて、本条各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第83条第5項	農水産業協同組合は、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて都道府県知事に申し出なければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第85条第3項	都道府県知事は、必要があると認めるときは、管理人を選任した後においても、更に管理人を選任し、又は管理人が被管理農水産業協同組合の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、管理人を解任することができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第88条	都道府県知事は、必要があると認めるときは、管理人に対し、被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第92条第1項	管理人は、自己又は第三者のために被管理農水産業協同組合と取引をするときは、都道府県知事の承認を得なければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第99条第4項	主務大臣は、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第97条第3項の規定により定められた期限内に次条第1項の申込みを行わなかつた場合において、当該農水産業協同組合が当該期限内に第1項の計画を提出しなかつたときは、当該認定を取り消すものとするもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第99条第5項	主務大臣は、第一項の規定により農水産業協同組合が提出した計画を適当と認めないときは、当該認定を取り消すものとするもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第100条第6項	主務大臣は、第100条第1項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、当該申込みをした農水産業協同組合が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとするもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農水産業協同組合貯金保険法	第101条第2項	機構は、第101条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣(都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合から優先出資の引受け等を行つた場合にあつては、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第102条第2項	主務大臣は、機構が取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該取得優先出資又は取得貸付債権に係る農水産業協同組合に対し、第100条第2項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第103条第1項	機構は、取得優先出資又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第103条第2項	機構は、第103条第1項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣(当該処分に係る農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第104条第1項	主務大臣は、第97条第1項又は第99条第8項(第100条第7項において準用する場合を含む。)の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第83条第1項及び第2項の規定にかかわらず、直ちに、当該認定に係る農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をするものとするもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第106条第1項	機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額等の事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第106条第5項	主務大臣は、第2項の規定により負担率及び納付期間を定めるため必要があると認めるときは、機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第108条第1項	機構は、借入金の金利の変動、第109条第1項の規定による政府の補助その他の事由(第106条第1項各号に掲げる事項に係るものを除く。)により、負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を主務大臣に報告しなければならない旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第110条第1項	機構は、危機対応業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第111条において準用する第69条の3第2項において準用する第65条第5項	機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第65条第1項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第112条において準用する第69条の3第2項において準用する第65条第5項	機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第65条第1項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならないもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第116条第1項	主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第116条第2項	主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農水産業協同組合貯金保険法	第117条第1項	主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農水産業協同組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第117条第2項	主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該農水産業協同組合の子会社又は当該農水産業協同組合から業務の委託を受けた者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該農水産業協同組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農水産業協同組合貯金保険法	第118条	主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止をするおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、その事態に対処してとるべき措置に関し必要な命令をすることができる旨定めるもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農薬取締法	第3条第1項	農薬の製造者又は輸入者が農薬を製造若しくは加工又は輸入しようとする場合は、農林水産大臣の登録が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第5条第3項	農薬の登録を受けた者の地位を承継した者は、その旨を農林水産大臣に届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第6条第2項	第3条第2項第1号、第4号(被害防止方法に係る部分を除く。)、第5号から第10号まで、第12号又は第13号に掲げる事項中に変更が生じた場合、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第6条第3項	登録票を滅失し、又は汚損した場合、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第6条第5項	登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止した場合、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第6条第6項	農薬の登録を受けた法人が解散した場合、届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第7条第1項	第3条第2項第3号、第4号(被害防止方法に係る部分に限る。)又は第11号に掲げる事項を変更しようとする場合、資料を提出して、変更の登録を申請しなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第8条第1項	農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第9条第1項	農林水産大臣は、第8条第3項の提出期限までに資料の提出又は同条第7項の手数料の納付がなかったとき、当該農薬につき、その登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第9条第2項	農林水産大臣は、第8条第4項の審査の結果、第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該農薬の安全性その他の品質の確保に必要な限度において、その登録に係る第3条第2項第3号、第4号(被害防止方法に係る部分に限る。)若しくは第11号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第9条第3項	農林水産大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第3条第2項第3号及び第4号(被害防止方法に係る部分に限る。)の事項を遵守して使用されるとした場合においてもなおその使用に伴って第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至った場合において、これらの事態の発生を防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第3条第2項第3号、第4号(被害防止方法に係る部分に限る。)若しくは第11号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農薬取締法	第17条	販売者は、販売所ごとに氏名及び住所並びに販売所を都道府県知事に届け出、又は届出事項中に変更があった場合にも同様に届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第19条	農林水産大臣は、販売者が第18条第1項若しくは第2項又は第31条第3項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴って第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第23条第2項	農林水産大臣は、第23条第1項の勧告を受けた除草剤販売者が、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第29条第1項	農林水産大臣は、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、報告を求め、又は職員に必要な物件を検査させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第29条第3項	農林水産大臣は、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は職員に必要な物件を検査させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第30条第1項	農林水産大臣は、第29条第1項の場合において必要があると認めるときは、FAMICに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第31条第1項	農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造者若しくは輸入者に係る第3条第1項の規定による登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第31条第2項	農林水産大臣は、販売者が第18条第1項若しくは第2項、第19条又は第21条第1項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第31条第3項	農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、FAMICに農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となったため、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第33条	第31項第1項の規定により登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第34条第3項	登録外国製造業者は、国内管理人を変更したときは、その変更の日から1月以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第35条第1項	農林水産大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第36条	農薬の輸入者は、輸入する農薬の登録番号並びに氏名及び住所を農林水産大臣に届け出、又は届出事項中に変更があった場合若しくは輸入を廃止したときにも同様に届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農薬取締法	第37条第1項	農林水産大臣は、第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、登録外国製造業者に対し、その登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農薬取締法	第37条第2項	第37条第1項の規定により登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法	第5条	農林水産大臣は、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の農林水産大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合の無限責任組合員に対し、農林漁業法人等投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる旨定めるもの。 なお、報告をせず又は虚偽の報告をした場合には、罰則の対象となる(同法第13条)。	経営局 新事業・食品産業部	金融調整課 新事業・国際グループ	keiei-kinyu@maff.go.jp finance@maff.go.jp
農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法	第6条	農林水産大臣は、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の農林水産大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が当該事業計画に従って、農林漁業法人等投資育成事業を営んでいないと認めるときは、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨定めるもの。	経営局 新事業・食品産業部	金融調整課 新事業・国際グループ	keiei-kinyu@maff.go.jp finance@maff.go.jp
農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法	第7条	農林水産大臣は、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の農林水産大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、改善命令に違反したときは、当該事業計画の承認を取り消すことができる旨定めるもの。	経営局 新事業・食品産業部	金融調整課 新事業・国際グループ	keiei-kinyu@maff.go.jp finance@maff.go.jp
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	第5条第2項	主務大臣は、認定事業者が第4条第1項の認定に係る生産製造連携事業計画に従って生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる旨定めるもの。	大臣官房	環境バイオマス政策課	biomass-3-group@maff.go.jp
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	第7条第2項	主務大臣は、認定研究開発事業者が第6条第1項の認定に係る研究開発事業計画に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる旨定めるもの。	大臣官房	環境バイオマス政策課	biomass-3-group@maff.go.jp
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第4条第6項	農林中金が基本方針を定め、又は変更した場合には届出なくてはならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第4条第7項	主務大臣は、第4条第6項で届けられた基本方針が第4条第7項各号のいずれかに該当しない場合には、基本方針の変更を命ずることができる。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第18条第1項	農林中金又は信農連は、合併を行った際には遅滞なく届け出なくてはならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第27条 (第18条第1項準用)	農林中金又は特定農水産業協同組合は、事業譲渡を行った際には遅滞なく届出なくてはならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第39条	主務大臣は、法の規定を施行するために必要な限度において指定支援法人に対して支援業務関し監督上必要な命令をすることができる。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第40条	主務大臣は、指定支援法人が第40条各号のいずれかに該当するときは指定支援法人の指定を取り消すことができる。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第42条第3項	農林中金又は信農連は、第42条第一項の協同組合にその業務を代理させようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第3条第4項	農林中央金庫が外国において従たる事務所の設置等をしようとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農林中央金庫法	第3条第6項	農林中央金庫が外国において農林中央金庫代理業を委託する旨の契約締結等をしようとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第4条第3項	農林中央金庫が資本金を減少しようとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第4条第4項	農林中央金庫が資本金の増加を行う場合は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第49条第2項	農林中央金庫が定款を変更しようとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第54条第3項	農林中央金庫が会員以外の者の預金等の受入又は貸付等の業務を営もうとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第59条の4	農林中央金庫が外国銀行代理業を営もうとする場合は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第59条の8 （銀行法第52条の2の8準用）	主務大臣による外国銀行代理業務を営む農林中央金庫に対する所属外国銀行に関する報告徴求命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第59条の8 （銀行法第52条の2の9準用）	外国銀行代理業務を営む農林中央金庫は、所属外国銀行が資本金の額を変更したとき等は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第63条	農林中央金庫は、農林債を発行しようとする場合は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第72条第7項	農林中央金庫が子会社対象会社を子会社としようとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第72条第8項ただし書	農林中央金庫等が担保権の実行等により子会社となった会社について引き続き子会社とする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第72条第9項 （第72条第7項準用）	農林中央金庫が、その子会社としている第72条第1項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとする場合は主務大臣の認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第72条第10項	農林中央金庫は、基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社を引き続き保有することについての認可を受けた場合を除き、その子会社が基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所用の措置を講じる旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第72条第13項	農林中央金庫は、従属業務を営む会社等を子会社としようとする場合等は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第73条第2項ただし書	農林中央金庫等が担保権の実行等により取得した国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権について、取得日から1年を超えて保有しようとする場合は、承認が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第80条第1項	農林中央金庫は、事業年度ごとに業務等の状況を記載した業務報告書を作成し、提出しなければならない旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第80条第2項	農林中央金庫は、事業年度ごとに業務等の状況を記載した連結業務報告書を作成し、提出しなければならない旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農林中央金庫法	第83条第1項	主務大臣による農林中央金庫に対する報告徴求命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第83条第2項	主務大臣による農林中央金庫の子法人等に対する報告徴求命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第85条第1項	主務大臣による農林中央金庫に対する業務改善命令及び業務停止命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第86条	農林中央金庫が公益阻害行為等を行った場合における主務大臣による解散命令、役員の解任命令等を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第91条第2項	農林中央金庫が解散しようとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の2第1項	農林中央金庫代理業を営もうとする場合は、許可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の3第3項	銀行等(みなし農林中央金庫代理業者)が農林中央金庫代理業を営もうとする場合は、準用銀行法52条の37第1項各号に掲げる事項を記載した書類等を届け出る必要がある旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の39第1項準用)	農林中央金庫代理業者は、許可申請書の記載事項等に変更があった場合は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の39第2項準用)	農林中央金庫代理業者は、業務方法書を変更する場合は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の42第1項準用)	農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業以外の業務を営もうとする場合は、承認が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の50第1項準用)	農林中央金庫代理業者は、事業年度ごとに農林中央金庫代理業に関する報告書を作成し、提出しなければならない旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の52準用)	農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業の廃業等を行う場合は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の53準用)	主務大臣による農林中央金庫代理業者に対する報告徴求命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の55準用)	主務大臣による農林中央金庫代理業者に対する業務改善命令等を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の56第1項準用)	主務大臣による農林中央金庫代理業者に対する業務停止命令等を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第52条の56第2項準用)	主務大臣による農林中央金庫代理業者に対する役員の解任命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の4第1項 (銀行法第53条第4項準用)	農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業を開始した場合等は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の2第1項	農林中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局（庁）	担　当　課	メールアドレス
農林中央金庫法	第95条の5の9第2項	電子決済等代行業者は、農林中央金庫電子決済等代行業者を営もうとするときは、準用銀行法第52条の61の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項第3号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第4項	主務大臣は、みなし農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の6第1項準用）	みなし農林中央金庫電子決済等代行業者は、準用銀行法52条の61の3第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の6第3項準用）	みなし農林中央金庫電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第2項第3号に掲げる政令に記載した業務の内容又は方法について変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の7第1項準用）	みなし農林中央金庫電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の7第1項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の13準用）	みなし農林中央金庫電子決済等代行業者は、事業年度ごとに農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の14第1項～第2項準用）	主務大臣は、みなし農林中央金庫電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の15第1項～第2項準用）	主務大臣は、みなし農林中央金庫電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該みなし電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の16準用）	主務大臣は、みなし農林中央金庫電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該みなし電子決済等代行業者その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の17第1項準用）	主務大臣は、みなし農林中央金庫電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の17第1項第3号に該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の27準用）	主務大臣は、認定みなし農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定みなし農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 （銀行法第52条の61の28第1項準用）	主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定みなし農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 (銀行法第52条の61の28第2項準用)	主務大臣は、認定みなし農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の運営が準用銀行法若しくは準用銀行法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の9第6項 (銀行法第53条第5項準用)	みなし農林中央金庫電子決済等代行事業者は、みなし農林中央金庫電子決済代行業を開始したとき、農林中央金庫との間で準用銀行法第52条の61の10第1項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するとき、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の3第1項～第2項準用)	農林中央金庫電子決済等代行業の登録を受けようとする者は、登録申請書を添付資料とともに主務大臣に提出しなければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の6第1項準用)	農林中央金庫電子決済等代行業者は、準用銀行法52条の61の3第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の6第3項準用)	農林中央金庫電子決済等代行業者は、準用銀行法第52条の61の3第2項第3号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の7第1項準用)	農林中央金庫電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の7第1項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の13準用)	農林中央金庫電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の14第1項～第2項準用)	主務大臣は、農林中央金庫電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の15第1項～第2項準用)	主務大臣は、農林中央金庫電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の16準用)	主務大臣は、農林中央金庫電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の17第1項準用)	主務大臣は、農林中央金庫電子決済等代行業者が準用銀行法第52条の61の17第1項各号のいずれかに該当するときは、農林中央金庫電子決済等代行業者の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の27準用)	主務大臣は、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の28第1項準用)	主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第52条の61の28第2項準用)	主務大臣は、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の運営が準用銀行法若しくは準用銀行法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の5の10第1項 (銀行法第53条第5項準用)	農林中央金庫電子決済等代行事業者は、農林中央金庫電子決済代行業を開始したとき、農林中央金庫との間で準用銀行法第52条の61の10第1項の契約を締結したとき、その他主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない旨を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の68第1項準用)	指定紛争解決機関は、農林中央金庫に手続実施基本契約の義務の不履行があった場合は、報告が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の78第1項準用)	指定紛争解決機関は、指定申請書の記載事項に変更があった場合は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の79準用)	指定紛争解決機関は、農林中央金庫と手続実施基本契約を締結した場合等は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の80第1項準用)	指定紛争解決機関は、事業年度ごとにその業務に関する報告書を作成し、提出しなければならない旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の81第1項準用)	主務大臣による指定紛争解決機関に対する報告徴求命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の82第1項準用)	主務大臣による指定紛争解決機関に対する業務改善命令を定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の83第1項準用)	指定紛争解決機関は、その業務を休廃止しようとする場合は、認可が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
農林中央金庫法	第95条の8第1項 (銀行法第52条の83第2項準用)	指定紛争解決機関は、天災等やむを得ない理由により、その業務を休止した場合等は、届出が必要である旨定めたもの。	経営局	金融調整課	keiei-kinyu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第4条	普通肥料を業として生産又は輸入しようとする場合は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに農林水産大臣又は生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第5条	普通肥料で公定規格が定められていないものを業として生産し、又は輸入しようとする場合は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の仮登録が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第9条第3項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	肥効試験の結果、申請書に記載された栽培試験の成績が真実でないと認めたときは、農林水産大臣は、有効期間中であつても、当該肥料の仮登録を取り消さなければならない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第13条第1項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	第13条第1項各号列記の事項中に変更が生じた場合、農林水産大臣又は都道府県知事に届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
肥料の品質の確保等に関する法律	第13条第2項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	普通肥料の登録又は仮登録を受けた者の地位を承継した者は、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第13条第3項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	登録票又は仮登録票を滅失し、又は汚損した場合、農林水産大臣又は都道府県知事に届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第13条第4項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	登録又は仮登録を受けた生産業者又は輸入業者が当該普通肥料の名称を変更しようとする場合、農林水産大臣又は都道府県知事に届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第13条の3第1項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	現に登録又は仮登録を受けている特定普通肥料が、その登録又は仮登録に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い施用される場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該特定普通肥料につき、その登録若しくは仮登録に係る施用方法を変更する登録若しくは仮登録をし、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第15条第1項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	登録若しくは仮登録の有効期間が満了したとき、又は第14条(第5号を除く。)の規定により登録若しくは仮登録がその効力を失った場合、農林水産大臣又は都道府県知事に届出が必要である旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第16条の2	指定混合肥料の生産業者若しくは輸入業者は、第16条の2第1項各号列記の事項を農林水産大臣若しくは都道府県知事に届け出、又は届出事項中に変更若しくは事業の廃止があった場合にも同様に届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第19条第3項	農林水産大臣は、第13条の3第1項(第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消した場合その他の場合において、特定普通肥料を施用することにより、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発生を防止するため必要があるときは、農林水産省令をもって、生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該特定普通肥料につき、保証票の記載を変更しなければその譲渡若しくは引渡しをしてはならないことその他の譲渡若しくは引渡しの制限をし、又はその譲渡若しくは引渡しを禁止することができる旨定めるもの 。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第22条の3第3項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)	農林水産大臣は、第一項の指示を受けた者が当該指示に従わなかつた場合において、当該指示に係る表示事項又は遵守事項が、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定めるものに該当するときは、その者に対し、当該指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第29条第1項(第33条の2第6項に基づいて準用する場合を含む)、第2項	農林水産大臣は、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者等からその業務又は肥料の施用に関し報告を徴することができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第30条第1項、第2項	農林水産大臣は、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第30条の2第1項	農林水産大臣は、第30条第1項又は第2項の場合において必要があると認めるときは、FAMICに、同条第1項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
肥料の品質の確保等に関する法律	第31条第1項	農林水産大臣は、生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第31条第3項	農林水産大臣は、登録若しくは仮登録をした普通肥料、指定混合肥料又は特殊肥料を通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められるに至つた場合において、その被害の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料について、農林水産大臣にあってはその登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定混合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、都道府県知事にあっては第2項に規定する当該肥料に係る生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、その譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第31条第4項	農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となったため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至った場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料の譲渡若しくは引渡し又は施用を制限し、又は禁止することができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第31条の2	農林水産大臣は、生産業者、輸入業者又は販売業者が第19条第1項若しくは第3項又は第31条第4項の規定に違反して肥料を譲渡し、又は引き渡した場合において、当該肥料を施用することにより人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発生を防止するため必要があるときは、これらの者に対し、当該肥料の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第32条	第31条第1項から第3項までの規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料と同一のもの(名称が異なる場合を含む。)についてさらに登録又は仮登録を受けることができない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第33条の2第1項	外国において本邦に輸出される普通肥料(指定混合肥料を除く。)を業として生産する者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、公定規格が定められている普通肥料については農林水産大臣の登録を、公定規格が定められていない普通肥料については農林水産大臣の仮登録を受けることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第33条の3第1項、第2項	農林水産大臣は、その職員またはFAMICに、国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第33条の4第1項、第2項	外国生産肥料の登録又は仮登録を受けた輸入業者は、第33条の4第1項各号列記の事項を農林水産大臣に届け出、又は届出事項中に変更若しくは事業の廃止があった場合にも同様に届け出る必要がある旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第33条の5第1項	農林水産大臣は、第33条の5第1項各号のいずれかに該当するときは、登録外国生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
肥料の品質の確保等に関する法律	第33条の5第3項	第33条の5第1項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該普通肥料と同一のもの(名称が異なる場合を含む。)について更に登録又は仮登録を受けることができない旨定めるもの。	消費・安全局	農産安全管理課	nohan_soukatsu@maff.go.jp
物資の流通の効率化に関する法律	第45条第1項	荷主事業所管大臣が特定第一種荷主を指定する旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp
物資の流通の効率化に関する法律	第45条第5項	荷主事業所管大臣が特定第二種荷主を指定する旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp
物資の流通の効率化に関する法律	第49条第3項	荷主事業所管大臣は、勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いて、当該特定荷主に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
物資の流通の効率化に関する法律	第64条第1項	連鎖化事業所管大臣が特定連鎖化事業者を指定する旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp
物資の流通の効率化に関する法律	第68条第3項	連鎖化事業所管大臣は、勧告を受けた特定連鎖化事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いて、当該特定連鎖化事業者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp
物資の流通の効率化に関する法律	第45条第2項	第一種荷主は、前年度の貨物の運送の委託の状況に関し、貨物の合計の重量が基準重量以上であるときは、荷主事業所管大臣に届け出なければならない旨定めたもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp
物資の流通の効率化に関する法律	第45条第6項	第二種荷主は、前年度の貨物の受渡しの状況に関し、貨物の合計の重量が基準重量以上であるときは、荷主事業所管大臣に届け出なければならない旨定めたもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp
物資の流通の効率化に関する法律	第64条第2項	連鎖化事業者は、当該連鎖化事業者の連鎖対象者の貨物の受渡しの状況に関し、前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であるときは、連鎖化事業所管大臣に届け出なければならない旨定めたもの。	新事業・食品産業部	食品流通課	boost_logisticsproductivity@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第9条第5項	主務大臣は、設計認定に係る設計がプラスチック使用製品設計指針に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、その改善を指示し、又は当該設計認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第19条第1項	指定調査機関は、主務大臣の認可を受けなければ、設計調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない旨を定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第22条第2項	主務大臣は、指定調査機関が同項各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨を定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第23条	指定調査機関は、帳簿を備え、設計調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、保存しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第24条第1項	指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない旨を定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第30条第1項	主務大臣は、特定プラスチック使用製品提供事業者であって、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定プラスチック使用製品多量提供事業者」という。）の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の状況が第二十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その判断の根拠を示して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第30条第3項	主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定プラスチック使用製品多量提供事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第30条第4項	主務大臣は、特定プラスチック使用製品多量提供事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第34条第4項	主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第40条第4項	主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る自主回収・再資源化事業計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定自主回収・再資源化事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第46条第1項	主務大臣は、排出事業者であって、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するもの(以下「多量排出事業者」という。)のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第46条第4項	主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第46条第5項	主務大臣は、多量排出事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第55条	主務大臣は、認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者、認定市町村等、認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者、認定再資源化事業者に対し、規定する内容に関して報告をさせることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第56条第1項	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定プラスチック使用製品製造事業者等、再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第56条第2項	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第56条第3項	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	第9条第2項	勧告を受けた米穀事業者が、勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	消費・安全局	消費者行政・食育課	shokuhin_hyouji@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第2条	出荷販売事業者が、用途限定米穀を、その定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売してはならない旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第3条	出荷販売事業者が用途限定米穀を保管するときに講じなければならない措置を定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第4条	出荷販売事業者が用途限定米穀を販売するときに講じなければならない措置を定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第5条	出荷販売事業者が、その出荷し、又は販売した米穀について、定められた用途以外の用途に供され、又は供される目的で出荷され、若しくは販売されたことを知ったときは、速やかに国又は都道府県の関係機関に対し、その旨を報告しなければならないことを定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第6条	出荷販売事業者が、その保有する米穀が食用不適米であることが判明したときに講じなければならない措置を定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第7条	出荷販売事業者が、食用不適米穀を処分する方法を定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局（庁）	担　当　課	メールアドレス
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第8条	出荷販売事業者が、食用不適米穀を、食用以外の用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に譲渡しをすることにより処分する際に講じなくてはならない措置を定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第9条	出荷販売事業者が、食用不適米穀を、自ら食用に供しない物資の加工又は製造の事業を行っている場合において、当該物資の加工又は製造に自ら供することにより処分する際に講じなくてはならない措置を定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	第10条	出荷販売事業者が、適正な業務の運営を確保するために講じなければならない措置について定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	附則第4条第1項	出荷販売事業者が、作付制限区域米穀を同条各号の方法により処分しなければならない旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	附則第4条第2項	出荷販売事業者が、同条第1項の規定により作付制限区域米穀を処分するまでの間、当該作付制限区域米穀を保管するときは、当該作付制限区域米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、必要な措置を講じなければならない旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	附則第5条第1項	出荷販売事業者が出荷制限区域米穀を、廃棄することにより処分しなければならない旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令	附則第5条第2項	出荷販売事業者が、同条第1項の規定により出荷制限区域米穀を処分するまでの間、当該出荷制限区域米穀を保管するときは、当該出荷制限区域米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、必要な措置を講じなければならない旨定めるもの。	農産局	企画課	nouki_soumu@maff.go.jp
まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法	第10条	農林水産大臣はまぐろ漁業を営む者若しくはまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体に、必要な事項の報告の徴収ができる旨定めたもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第13条第2項	組合を設立する発起人は、創立総会の終了後遅滞なく農林水産大臣に設立の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第15条	組合は、定款を変更する場合、農林水産大臣の認可を受けなければ効力を生じない旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第16条	農林水産大臣は、第13条第2項により設立された組合に対して、一定の場合にはその組合の解散を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第18条	第13条第2項により設立された組合が輸出水産物の主原料の購入事業を行うに当たっては、農林水産大臣の認可を受けなければならない旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第20条（中小企業等協同組合法　第35条の2準用）	組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第20条（中小企業等協同組合法　第62条第2項準用）	組合が解散したときは、解散の日から二週間以内に、行政庁に届け出なければならない旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第20条（中小企業等共同組合法　第105条の2第1項準用）	組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
輸出水産業の振興に関する法律	第20条(中小企業等共同組合法　第106条第1項準用)	農林水産大臣が、法第20条に基づき準用する協同組合法第105条第2項に基づく検査をした場合において、組合の業務又は会計が法令、農林水産大臣による処分、定款等に違反している又は著しく不当であると認めるときは、組合に対して期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
輸出水産業の振興に関する法律	第21条第1項	農林水産大臣は、組合に対し、都道府県知事は、輸出水産業者、製造受託者又は組合に対し、この法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその事業所若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは製造施設の検査を行わせることができる旨定めるもの。	水産庁	加工流通課	kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第7条の6	容器包装多量利用事業者は、毎年度、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施状況に関して、主務大臣に報告しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第7条の7	主務大臣は、容器包装多量利用事業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第17条	主務大臣は、認定特定事業者が第十条の二に規定する金銭を支払わなかったとき、又は第十五条第一項の認定に係る再商品化が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第18条第4項	主務大臣は、第1項の認定に係る回収の方法が同項に規定する主務省令で定める回収率を達成するために不適切なものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第20条	主務大臣は、第1項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第26条	指定法人は再商品化業務の全部又は一部を休止又は廃止する場合は、主務大臣の許可を受けなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第29条	指定法人は帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、保存しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第30条第1項	主務大臣は、指定法人に対し、再商品化若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、立入検査を行わせることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第32条第1項	主務大臣は、指定法人に対し、第二十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第38条	特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装事業者は、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、保存しなければならない旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第39条	主務大臣は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、規定する内容に関して報告をさせることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第40条第1項	主務大臣は、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の物件に立入検査を行わせることができる旨定めるもの。	新事業・食品産業部	外食・食文化課	gaisyoku_soukatsuline@maff.go.jp

令和8年8月1日現在

法　令　名	根拠条項	概　　要	担当局(庁)	担　当　課	メールアドレス
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第10条第1項	集約酪農地域の区域内において、集乳施設又は乳業施設で政令で定めるもの(以下「酪農事業施設」という。)を新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第11条	第三条第一項の規定による集約酪農地域の指定があった場合において、その指定の際現にその区域内において酪農事業施設(第十三条第一項の規定による届出がなされているものを除く。)を設置している者は、その指定があった日から三十日以内に、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第12条第1項	集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき農林水産省令で定める変更をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第13条第1項	集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てその集約酪農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分から継続して生乳の供給を受けることができると認められる地域で農林水産大臣の指定するもの(以下「指定地域」という。)の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届け出なければならない。指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき前条第一項の農林水産省令で定める変更をしようとする者についても、同様とする。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第14条	集約酪農地域若しくは指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは農林水産省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	畜産局	牛乳乳製品課	gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
臘虎膃肭獣猟獲取締法施行規則	第1条第3項	同条第1項で禁止された臘虎膃肭獣猟獲の特別事由許可を定めるもの。	水産庁	国際課	kokusaika_soukatsuhan@maff.go.jp
林業種苗法	第6条第1項	特別母樹林の指定目的を達成するために必要があるときは、その所有者等に対し、その保護又は管理に関し、必要な処置を講ずること等を農林水産大臣が命ずることができる旨定めるもの。	林野庁	整備課	zourinsizai_rinya@maff.go.jp
林業種苗法	第7条第1項	特別母樹林の所有者等が、指定樹木を伐採しようとする場合は、農林水産大臣の許可が必要である旨定めるもの。	林野庁	整備課	zourinsizai_rinya@maff.go.jp
林業種苗法	第24条第2項	生産事業者及び配布事業者が林業の試験研究等に用いるため、配布区域外の区域を受取地として種苗を配布する場合は、農林水産大臣の事前承認が必要な旨定めるもの。	林野庁	整備課	zourinsizai_rinya@maff.go.jp
林業種苗法	第29条	生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定等に違反した場合は、農林水産大臣は、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に関し必要な処置を講ずべきことを命ずることができる旨等を定めるもの。	林野庁	整備課	zourinsizai_rinya@maff.go.jp